

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 4 回定例会	6 月 12 日	開 会
	6 月 18 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 6 月 18 日（月曜日）

第 4 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

---

平成30年6月18日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長 兼危機管理課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
総合支所長	佐久間三津也君
上下水道事業所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	阿部俊光君
生涯学習課長	三浦勝美君

監査委員会部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 浩 君
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和 君

---

議事日程 第5号

平成30年6月18日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第77号 業務委託変更契約の締結について
- 第 5 議案第78号 業務委託変更契約の締結について
- 第 6 議案第79号 財産の取得について
- 第 7 議案第80号 町有林樹木の売払いについて
- 第 8 議案第81号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第 9 議案第83号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第84号 平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第86号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第87号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第88号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第89号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第90号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第91号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第92号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第93号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第94号 農業委員会委員の任命について
- 第21 発議第 2号 「災害公営住宅（復興公営住宅）」家賃軽減に関わる財政措置を求  
める意見書の提出について
- 第22 発議第 3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

第 2 3 議員派遣について

第 2 4 閉会中の継続調査申出について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日、会期最終日となっております。活発なご意見、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、13番山内孝樹君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において15番山内昇一君、1番須藤清孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり町長送付議案10件、議員提出議案2件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第76号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度歌津中学校大規模改修工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に

付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、議案第76号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、平成29年度歌津中学校大規模改修工事でございます。

工事場所につきましては、歌津字伊里前123番地になります。

工事概要でございますけれども、歌津中学校の普通教室等につきましては、昭和47年の7月に竣工し46年が経過しているところでございます。それから、隣接します特別教室等につきましては、平成4年の3月に竣工してございます。これも26年が経過してございます。普通教室等につきましては、合併前に耐震補強を中心とした改修工事を施工してございますが、改修工事から十数年が経過し、老朽化の進行と安全面や機能面において改善が必要となっている状況でございます。また、多様な学習内容、学習形態に応じた教育環境の整備や省エネルギー化等も求められている状況でございます。このため、生徒が安全・安心で良好な環境で活動ができるよう改修工事を施工するものでございます。

主な改修内容につきましては、3番に記載した17項目になります。この中で、主たるものにつきましてご説明申し上げます。

初めに、トイレの改修でございます。生徒用が6カ所、教職員が1カ所ございます。これまでウエット式の和式便座でございましたが、ドライ方式の洋式の便座に改良するものでございます。

それから、次に音楽室の移転改修でございます。これまで特別教室等の2階に位置してございましたが、普通教室等に空き教室があることから、普通教室等の3階へ移設するものでございます。

それから、LED照明器具の改修でございます。これまで校長室、職員室につきましては改修済みでありましたが、今回、残りの全ての照明についてLED化を進めるものでございます。

入札執行日でございますけれども、平成30年5月24日でございます。

入札方法につきましては、制限付き一般競争入札となっております。



以下、6から12まで入札状況を記載しておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

工事の期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成31年1月25日となっております。

4ページに仮契約書がございますのでご確認をお願いしたいと思います。

5ページが歌津中学校の平面図になってございます。網かけしている部分が、左から申し上げますと、体育館、特別教室、普通教室、それから自転車置き場となっております。このうち、今回工事いたしますのは校舎の部分と自転車置き場になります。

次に、6ページでございます。

校舎の階ごとの平面図でございます。下段が1階の平面図、上段が2階の平面図となっております。主に網かけをした部分が今回の対象工事の箇所でございます。

7ページが3階部分の平面図となっております。このうち、一番右端がこれまで空き教室だった部分を音楽室に変更する部分でございます。音楽室と準備室、それから倉庫ということで2つの教室を利用してつくるものでございます。

それから、8ページにつきましてはトイレの標準的な平面図を載せてございます。男女それぞれ洋式便座に全て変えるという内容となっております。

それから、9ページが音楽室の平面図となっております。一番東端に音楽室を設け、その隣に準備室、それから教材用の倉庫ということで3つの部屋をつくる予定となっております。その他の部分につきましては、建具、パーテーション等の、それから床材の改修という工事内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） おはようございます。2番倉橋です。

まず、生徒数です。何人の生徒さんがいるのか。それと、クラスの数です。各学年何クラスあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 生徒数、今年度は109名でございます。それから、普通学級は3学級となっております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 3学級、各学年で1クラスということだと思います。

あと、工事の期間中、従来継続して既存の校舎で勉強が進んでいくんだと思うんですが、そ

のあたり工事の影響が今の授業に支障がないのかどうか、確認させていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 実際利用しながら工事ということになりますので、大きく影響がある部分につきましては、土日、それから夏休み、冬休み等を利用して工事を進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 先ほど、クラスを3学級と申し上げました。これは普通学級なんです、特別学級を入れますと全部で6学級ということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。

ただいま、6学級ということですよ。わかりました。

それで、これを改修することによって、多分、子供たちの数が減ってくるんですけども、空き教室などが今後出てくるのかどうなのか。というのは、そばに学童保育があるんです。学童保育の建物は、仮設でありまして庭も駐車場もないような状況でございます。こういう立派なものが改修されて立派な学校になってくると、そういう学校を使うという手もあるのかなと思えますけれども、その辺のお考えあるかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 30年度の生徒数、先ほど109名と申し上げました。手持ちの資料があるんですが、30年度を1年目と数えますと、5年目に当たる34年度に86名まで生徒が減ります。その時点で、当然、学級数がふえるということはないわけですので、あくという部分については学級経営等々でいろいろ考えていくということになりますので、現時点で仮に教室があいたといたしましても、利用計画については学校ではまだつくっていないところだと思えます。

今回、先ほど建設課長が工事の概要を申し上げましたが、理科室とか音楽室とか宿直室とか、現在、あいているような部屋を効率的に使うために改修すると、音楽の準備室に使ったりとかというような工夫がされておりますし、それから大規模改修のやり方につきましては、去年から学校さんと密に協議しながら作り上げてきたものでございますので、当分の間、余裕が出るというようなことはないかと思っております。

それから、即そのままあいたからといって学童への利用転換ということにつきましては、ま

た別の問題もございますので、あわせて考えていかなければならない問題だと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 児童数も減って、今後、このような立派な改修をするので、地域の人たちにも利用され、そして学童の子供たちも年々働くお母さんたちふえてくるので多くなる可能性としてはあるのかなと思いますので、今後、使われ方を工夫して、皆さんに、地域の人たちに愛される学校、利用される学校にしていきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。

2点だけ伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、自転車置き場について伺いたいと思います。

何台くらい置けるのか。それとあわせて、現在、これから自転車通学の可能性というか、そういったところをお聞きしたいと思います。何せ歌津といいますと、私にとってはマウンテンバイクのまち、そういうイメージがありますので自転車について伺いたいと思います。

あともう1点は、以前、何かの改修でも聞いた記憶があるんですが、今回の改修で全部洋式の便器ということになっていきますけれども、和式はやはり今はやりではないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 自転車置き場の収容台数ですけれども、正確な数字はちょっと今持ち合わせていないのでなかなか具体的は申し上げられないんですが、歌津中学校の場合は、多分、伊里前地区の生徒さん以外は全て自転車通学で震災前はされていたということを考えますと、多いときですと1学年100人前後いらっしゃいましたので、少なくとも150台前後の収容台数は可能だと考えられます。

それと、今、実際自転車通学をしているお子さんについては、通勤途中で見かけたのは、私は今1名程度しか存じておりませんのでかなり少ないだろうと考えられます。

それから、トイレ便座の変更でございますけれども、震災の影響もございまして、それぞれ住宅も建てかえ等が進んでございまして、なかなか今、和式の便器がある住宅といいますか、少のうなってきたりまして、そういう面でなかなか使いにくいというか使えないという、

そういうことも考えられますので、前回もたしかそういうご意見はいただきましたけれども、残念ながら今回も全て洋式に変えていくという改修内容としてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何台ぐらいとめられるかということで、150台ぐらいということわかりました。

そこで、先ほども大体、現在、課長の答弁では1名ぐらいということなんですけれども、本当にこれ1名なのか、もしくはこれから以前のように自転車通学がふえていく可能性があるのかどうか、再度伺いたいと思います。

あと、便器に関してはやはり洋式ということなんですけど、今回、取り付け予定の便器のグレードというんですか、どういった立派なやつがつくのか、老人の方も心地よく使えるようないいやつなのか、その点、確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 通学関係ですので私がお答えさせていただきます。

現在、復興の関係でスクールバスを出しております。歌津中学校の場合、全部で7系統走っております。自転車通学の復活の可能性ですとかその数というようなお話ですが、現状、ちょっとそこまでは把握はできないんですが、いずれ復興という特別な事情でスクールバスを走らせているということから、復興が進めば、それはだんだん収束に向かっていくということですので、徒歩通学あるいは自転車通学というようなことが目前に迫ってきているということでございます。

ちなみに、町内の校長会の会議の中でも徒歩通学の利点というような部分についてもそろそろやるべきだということで前向きに検討しておられる校長先生がほとんどでございますので、そう遠くないうちに自転車で中学校に通学する子供たちが見えると思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 便座のグレードという話ですけれども、公共工事でやるものですからそんな華美なものには特に考えてございませんで、スタンダードな製品ということで想定してございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

歌津中学校の大規模改修、いわゆる教育施設の環境整備ということになるんでしょうが、今回、校庭の環境整備は入っていないわけでありまして、見るからに決してよいとはいえない

ような状況であります。今後、校庭の整備というものの考え方、お知らせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 実は、学校施設整備の町としての考え方につきましては、今からちょうど2年ぐらい前に震災復興絡み、それから震災とは関係なく通常の学校施設修理改善という部分について、政策的に協議は終えてございます。その俎上には校庭の改修というテーマは掲げてありませんでした。

しかしながら、仮設住宅を撤去したりさまざまな状況から、やはりグラウンドの土質とか排水等々について、最近、必要があるのではないかとというような学校現場からのお話も聞いてございます。建物や体育館、プールに加えて、校庭に対して手を入れるべきではないかというような、担当課の考え方としては持っているんですけども、来週あたりに政策的にその辺少し詰めてまいりたいと。財源の問題もございますので、そういったところで今考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 先般といいますか、小学校あたりの運動会等々見ましても、水はけによってやれるところとやれないところと差がついてきているわけでありまして、今後、やはり財源的に大変なところもあるとは思いますが、環境の整備を進めていくべきかなと思います。

それから、もう一つ、この図面の自転車置き場の脇にある民俗資料館、これは今後どのような移設といいますか、そういうことはどうなっていく、どのような計画があるか、ないかです。そこだけ確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 民俗資料館については、老朽化はしている部分でありますけれども、現在、展示も中もしております。そういう状況であります。今後整備していく部分についてはまだ検討中でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そこを設定いただきたいと思います。民俗資料館前に小学校の校舎ということで、大正12年に建てられたものでして、それを昭和26年に現在の場所に移築して、それから32年に増築したという経緯でございまして、ご存じのように大分傷みが激しく土台がかなり腐食していると思われる部分はたくさんございます。ただ、ある知識人の方からは

かなり古い建物であるので資料的な価値がある建物だということが言われてございます。

ただ、耐震とかそういうものではかなり現在の基準に合っていない部分がございますので、いずれ残すとすればやはり補強なり改修が必要だろうと。面積も大きいものですから、結構な額になるだろうとは予想してございまして、8,000万円から1億円前後が必要だろうと想定しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろな見方があるようではありますが、安全優先で考えていただければいいのかなと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。よろしくお願いします。

1問だけお聞きしたいと思います。

さっき、クラスで3クラス、そのほかに3クラスの特別教室があるという話が教育総務課長から話されましたが、私たちの50年前とか小学時代は、特殊学級というような名前であったような記憶をしています。そういった中で、時代とともにことばの教室とかいろいろな、子供たちのデリケートな部分なんです、そういった名前でもって子供たちを分けて教育するというような形に今なっているための3クラスという形だと思いますので、その3クラスの名称と、あと在籍生徒数ですか、その辺わかっていたらお願いします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） クラスごとの丸々学級とか、そういうところはちょっと今手持ちではないんですけれども、歌津中学校では、現在、3人の生徒さんが特別支援学級になっているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ありがとうございます。

とりあえず町の子供たちに合った教育というのは、受ける義務は国民にもあるし町の子供たちにもありますので、その辺は温かい目で見守っていきたいと思いますので、その辺の教育をひとつよろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第77号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第77号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において県からの委託により整備を進めている二級河川新井田川水系新井田川河川整備事業に係る業務（その2）に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第77号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料（2冊の内2）の10ページごらんください。

平成28年10月、独立行政法人都市再生機構URと委託契約を結び業務を進めてまいりました新井田川河川整備事業に係る業務（その2）に関し、今般、所要の変更をしたいため、議会の議決に付すものであります。

既決の契約金額に2億5,567万1,640円を追加するものであります。

なお、業務委託期間につきましては、来年3月31日までであります。

業務の概要についてご説明いたします。

議案関係参考資料の13ページをお開き願います。

本業務は、被災市街地復興土地区画整理事業及び道路事業として町が新井田川をまたぐ形でかける4つの橋梁付近の左右岸の護岸工事であります。

本工事につきましては、河川管理者である宮城県と区画整理事業等を実施する町との協議によりまして、橋梁付近の護岸工事に関しましては町がこれを受託するという事で現在まで工事を進めてきたところであります。

これまで、県等関係機関と工事調整を実施いたしまして現場を進めてまいりました。来年3月末の工期まで約1年を切りまして、業務に必要な費用がおおむね見通せる状況となりましたことから、この業務に係る費用につきまして委託者である宮城県と協議を行い、それが整いましたことから今般、業務の変更について議会の議決を賜りたいというものでございます。

主な変更要因といたしましては、新大森橋や高台避難道路の起点部付近にかけました未来橋の上流部等の護岸工事の施工延長面積が県との協議によりまして増となったことによりまして、張りブロック工が増となっていること、また、それに伴いまして水替工の費用の増及び直接工事費の増額に伴う諸経費の増などがございます。

工期につきましては来年3月31日まで。これにつきましては変更ございません。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 新井田川の河川工事に関してなんですが、1点だけちょっとお伺いしたいのですが、議案関係参考資料の13ページに細部の増減などが載っておりますので、そちらを見ながら、諸経費という欄がございます。直接工事費の増額に伴うものだと。割合といえますか、増額されている直接工事費に対して諸経費の増額分がかなり大きいなという印象を持つのですが、この辺の協議も県やURとされてきたんだらうと思いますが、何か増額になった要因であるとか特殊な事情があるのかないのかお伺いしてみたいなと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 諸経費、いわゆるここで諸経費と丸めてございますが、現場管理費と一般管理費でございます。現契約、当初の契約の現場管理費の率は、ちょっと数字申



し上げます、22%。そして、一般管理費の率は10.5%ということで今単純に足し込みをするのもちょっといずいんですけれども、足し込めば32.5%でございました。今回、変更後でございますが、変更後の現場管理費24.1%、一般管理費は12.4%でございます。合わせますと36.5ということで単純な足し込みも変なんですけれども、4ポイント増でございます。

これの要因でございます。当初の契約では、4つの橋梁の工事を1本という形で1つの工事としてみなして、捉えてといたしますか、諸経费率、一般管理費の率をはじいておりました。それぞれ工種というのがございますけれども、海岸工事ということに当てはまる率を見ておりました。それが、今回、変更後、変更協議の中で施工箇所が大分離れているということ、そして細かい話なんですけれども、上流側につきましては海岸工事ではなくて河川工事ということで工種を変更してございます。その結果によりまして増となったものです。

私もちょっと事務屋なので、この辺複雑な部分なので突っ込んで確認はしました。そうしたところ、やはり河川工事は海岸工事に比べて非常に手間暇がかかるということで、諸経費の率が一般的に高いと。あと、金額が小さくなると諸経費の率は上がるというような仕組みになっていると。現場が離れているということにつきましては、これは当初からわからなかったんだという話も確認したんですけれども、当初はそこまでの突っ込みはしていなかったということでございました。

ちょっと雑な説明になりましたけれども、以上でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） わかりました。

さかのぼって当時の協議がどうだったということに余り意味はないだろうと思っておりますが、やはり変更額が、工事の規模がそもそも大きいですから、大きく影響を及ぼす部分でもあろうかと思えます。今、お伺いしましたら、それぞれの4つの現場で行われている工事それぞれに多少なり変更があったところ、変更がなかったところ、それぞれあつての増額分だということのようですので、一定の理解は示せるものをご説明いただけたのかなとは思いません。

1つ質問した経緯といたしましては、次の議案にも同じように諸経費出てくるんですけれども、割合が大分違うなど、直接工事費の増額分に対する諸経費の増額割合みたいなものが大分違うなどというところがありました。一つ一つの工事によってその辺に差異が生じるということのようでございます。役場の職員の皆さんでそこをしっかりと把握しているのであれば、今後も丁寧に説明することも必要だと思いますが、十分、管理、監督の責任を果たしていた

だきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

今回、新井田川河川整備事業に係る業務（その2）となっています。その2ということは、この前にその1があったと思うんですけども、ちょっと私新人議員なので、その1の内容を詳しく把握していないんですが、そもそもその1の工事があって、これが付随する感じでその2になっているのかなと推測しています。

その1の工事、これはどの辺の工事だったのか、ちょっと教えていただきたい。それと、その1の工事の進捗状況、それも完了したのか、あるいはほぼほぼ完了しつつあるのか、進捗状況もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） その1の工事の現場でございますが、カラーの図面でございますけれども、この新大森橋というところの左岸側のよく我々は水産ゾーンと呼んでいるところなんですけれども、その三角形の土地がございまして、そこに町内の水産加工業者さん3名ですか、工場を再建されたエリアでございます。その一番北側の部分の赤く着色している部分の端の南側の左岸側の盛り土工事でございます。これにつきましては、当然のことながら完了しております。

なぜ、その1とその2と分けたのかということでございますが、町といたしまして、ここに盛り土をして河川の護岸の盛り土をしないと早期引き渡しの水産ゾーンの区画整理としての腹づけの盛り土ができないという形で、これをその1という形で新井田川の全体を発注する前に盛り土工事のみを発注したということ、それをその1ということで議会にお示ししまして発注させていただいたと。その工事につきましては、当然のことながら完了しております。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

私からは、この工事、金額、直接ではないんですけども、未来橋についてです。橋には、大枚、今、ここで追加増額が2億5,000万円の追加でございます。そうした中で、私たちの説明には大森橋、それから新井田橋、北新井田橋と、そういう3カ所というご説明だったと思

います。未来橋がここにかかったということの経緯をお聞かせいただきたいと思います。

一番下の漁港の大森から45号線に抜ける道路にも橋がかかっています。この橋は、今、どのような名称がついているのか。先ほどの説明ですと、県との協議の上ということだったんですけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず後段から、新井田川の河口部にかかっている橋の名称というご質問と理解したんですけれども、これにつきましては曙橋という名称でございます。この曙橋につきましては宮城県の施工でございます。

未来橋のかかった経緯ということでございますが、この図面の右側、東側に議員もご承知のとおり高台避難道路がございます。当然、志津川エリア、一応、有事が起きたときに志津川エリアとかに車が入っているとかいうときには、この道路なりを使って高台にとか、あとは新井田川の左岸の水産加工団地とかございますけれども、そういった方々が避難するための道路として避難道を整備いたしましたものでございますので、その道路、新井田川をまたぐ橋をかけないと、なかなかこれ上がっていけないというようなことかと思えます。

あと、今回の工事なんですけれども、今回、ご提案申し上げている工事につきましては、橋梁の工事ではございませんで、橋梁の北側と南側の部分の護岸工事でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 避難道だというわけなんですけれども、避難の場合は縦動線を使うという、前の高野会館付近の橋のときの議論ではそういうお話でした。今、聞いてみると横に橋をつくって、それを避難道として使う。曙橋、大森橋、それから未来橋、それからその辺の新井田橋、北新井田橋と5本の橋がかかっています。復旧するのであれば、以前の松原のところにありました橋、現在も工事中で使っておりますけれども、その辺の橋が人道橋からなくなるというお話もありました。そうしたことを考えると、これはこんなに、まして未来橋と新大森橋、近うございます。私も、未来橋のところを通ってみました。そうすると、すれ違う車もなく利用頻度が低かったんです。当然、今、未来ですから、これから使われていくであろうという想定をして未来橋をつくったんだと思いますけれども、この町にはこんなに必要であるのかなと、そういう思いがするんですけれども、まさに避難道としてもう一度お伺いします。縦の動線でなくて、これは避難道として使うということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 本件橋梁につきましては、被災市街地復興土地区画整理事業という事業の中で整備しております、当然のことながら、志津川地区の被災された方々あるいは町民の方々に案を示しましてご理解いただいた中で工事を進めてきて完成しております。当然、町は縦に避難してくださいということでございます。

及川議員、じゃあこの橋は避難のときだけしか使えないのかというと、そうではございませんでBRTも当然使いますし日常使いも当然あります。さっぱり全然使われていないというお話でございますが、これから区画整理事業まだ完了しておりませんので、いろいろな事業所とかが建つこと、あるいは高台に住宅も建っておりますけれども、そういった往来が当然日に日に活発化してきますので、ただ単に及川議員が通ったときにさっぱり使われていないというのはちょっと短絡的なのではないかなと。私は、多くの方々に利用いただけるように周知も図っておりますし、今後も機会を捉えて避難の考え方、あとは利用の促進といいますか、日常使いにつきましても町として説明させていただきたい、していくというものでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 使われていないのではなくて、祈念公園周辺の道路と橋と比べるとこんなに必要なのかなということです。大枚のお金をかけて、あったところにはなくなるし、そういう不都合、現実に不都合というか縦の動線を使うといいながら今度の新しい道路は横に避難していくと、そういう右と左の関係が相まっているということです。それで、未来道とその下の橋が近いのではないかということです。だから、ここは何キロありますか、2キロないと思うので1.5キロぐらいだと思っておりますけれども、その間に橋が5本もできているということです。その現実、そしてまた以前あった橋がなくなる、そういうギャップを感じるので疑問が残るわけなんです。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 必要か必要でないかという話ございましたが、一つ一つちょっと申しますと、一番上流側の橋でございます。これはこの橋がないと川をまたいで換地した方の土地にアクセスできないということなので、これがなければこの土地の利用ができないということ。

そして、その下なんですけれども、これは復興拠点連絡道路でございますので、この橋がな

ければ志津川の3団地を結ぶ道路が繋がらない。

あと、新大森橋でございます。これと南側の曙橋が近いんじゃないかというお話でございます。あと、あわせて、要は右岸側の港橋の話を絡めてのお話だったと理解しております。この新大森橋につきましては、被災市街地復興土地区画整理事業ということで財源を確保して実施している橋でございます。曙橋につきましては、宮城県で災害復旧事業ということでかけている橋でございます。港橋につきましても、これは想定された財源は災害復旧費用でございました。必要か必要でないかという、これは必要なんですけれども、あわせて財源の種類とかにつきましても当然、我々実施する側では考えた中でやる、やらないというのを決定したということをご理解ください。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回、2億5,000万円の追加ということで、先ほど課長の答弁にもあったんですが、海の仕様から川の仕様が変わって増額になった部分があると聞いたんですが、ちなみにこの4つの橋、今回、全部のあれで上程になっているんですけれども、個別に変更額とかは割り出す気だったら割り出せるのか、その点、伺いたいと思います。

あと、もう1点、次の議案でも1億2,000万円ほど追加になるんですけれども、これまでUR支援本部、復興工事、総額でどれくらい委託してきたのか。突然であれなんですけれども、現時点でおわかりでしたら。橋にかかわらず住宅その他全部のやつがどれぐらいなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目でございます。済みません、私の説明がちょっと雑で、海岸工事と河川工事と諸経費の関係でございますが、これはあくまでも諸経費をはじめのための積算基準がございまして、その工種区分、例えば、この工事であれば諸経費の率が工種ごとに違っているんです。なので、海岸工事の工種としてはじきなさい、この上流の部分については河川工事の工種としてはじきなさいというようなものでございます。

あと、2点目でございますが、済みません、橋ごとにということでございますが、ちょっとざっくりなんですけれども、年単位でとか要らないですよ。ざっくりなんですけれども、1番大森橋の左岸側につきまして約1,350万円で、大森橋の右岸側につきましては1億2,900万円、未来橋につきましては6,400万円、あとは新井田橋につきましては2,200万円ほど、そ

して北新井田橋につきましては2,700万円ほどでございます。

あと、URに委託している部分の多分津波復興拠点防災集団移転促進事業、あとは区画整理、あと災害公営とか等々全部でということでございますが、今、済みません、数字は持ってございませんが、ざっくりなんですけれども、数百億円に、当然200億円は超えると思っております。

済みません、数字をちょっと現時点では持ってございませんので。以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 個別の増額分、今、教えていただいたんですけれども、できればこういったあれでも、簡単にでもそういった旨もあらわすと、これから審議というかする上であれだと思しますので、仕事、書類つくるのに大変だとは思いますが、こうやって聞けばわかるんですけれども、この点に関してはわかりました。

それで、これまで事業費委託200億円なのか、URさんへの委託総額ですけれども。

○議長（三浦清人君） 災害公営で200億円、総体で数百億円。

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 町が震災発災以来、URに業務を委託している工事といたしましては、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業、あとは市街地の区画整理、祈念公園の整備、あとは本日、ご提案申し上げているような受託工事に加えて、志津川地区の災害公営住宅の建設につきましても、町はURと契約を交わしていたと思っております。それらを全部含めると数百億円だというお話をさせていただきました。個別に現在の契約額を積み上げた数字を、大変申しわけございません、今、手元に持っておりませんので具体はちょっと申し上げられないんですけれども、それらの合計は数百億円、200億円以上だろうなと頭の中では常に思っています。

以上です。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） URという特定の事業者に対しての契約額というのは、積み上げた数字は持ち合わせておりませんが、災害公営住宅が七百数十戸、大体戸当たりでそれだけでも3,000万円ぐらいいっておりますので、それだけでも200億円を超えております。そのほかに志津川市街地の津波復興拠点あるいは防災集団移転等々、あとは土地区画整理事業合わせましても、少なくとも500億円は超えているものと思っておりますが、詳細な数字につきましては持ち合わせてございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） この場で突然のあれなので、もしできれば数百億円という答弁じゃなくて、細かいところまでは結構ですのである程度の数字を、休憩後でもよろしいですので教えていただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時14分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

先ほど、答弁の不足があったそうなので答弁させます。教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 先ほどの大規模改修の関連の質問で、学級の数について、普通が「3」の特別が「3」と、合わせて6クラスと申し上げましたが、正しくは普通学級が「4クラス」、特別教室が「2クラス」ということでございます。訂正させていただきます。

それから、特別教室の名前についてのご質問もございました。小学校の場合ですと、例えば、あおぞら教室などのように名前がついているんですけども、中学校は何年何組という組で呼ぶということになっているようでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） URと町との契約が震災発災以来、どの程度なんですかというご質問でございました。

ちょっと細かい積み上げまではさすがにこの15分の間になかなかできかねておりますが、今、大所まで数字捉えてまいりました。災害公営住宅につきましては、URとの契約は155億円程度

でございます。あとは面整備関係でございます。志津川の東、中央、西の3団地、津波復興拠点整備事業と防集事業で整備しております。この高台整備につきましてはざっくり200億円程度で、低地部でございます。区画整理、祈念公園、あとは河川の護岸工事、あとは県道の受委託、中橋の左岸の下部工の工事等々、低地部で行っている工事が大体137億円ということで、合わせますと492億円程度でございます。

参考までに、平成24年度から29年度までのURに対する支払い総額でございますが、407億930万円ということでございます。

以上です。

---

#### 日程第5 議案第78号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第78号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において県からの委託により整備を進めている二級河川八幡川水系八幡川河川整備事業に係る業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第78号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料（2冊の内2）の14ページをごらんください。

平成28年10月、URと委託契約を結び業務を進めてまいりました八幡川河川整備事業に係る業務に関しまして、今般、所要の変更をしたいため、議会の議決に付すものであります。



既決の契約金額に1億2,464万7,012円を追加するものであります。

なお、業務委託期間につきましては、来年3月31日までであります。

業務の概要等についてご説明いたします。

議案関係参考資料の17ページをお開き願います。

本業務は、復興拠点連絡道路整備事業として、町が八幡川をまたぐ形でかける新たな志中大橋付近の左右岸の護岸工事であります。

本工事につきましては、河川管理者である宮城県と復興拠点連絡道路事業を実施する町との協議によりまして、橋梁付近の護岸工事に関しましては町がこれを受託するという事で現在まで工事を進めてきたところであります。

これまで、県等関係機関と工事調整を実施いたしまして現場を進めてまいりました。来年3月末の工期まで約1年を切りまして、業務に必要な費用がおおむね見通せる状況となりましたことから、この業務に関する費用につきまして委託者である宮城県と協議を行い、それが整いましたことから、今般、変更につきまして議会の議決を賜りたいというものであります。

主な変更要因といたしましては、直接基礎から矢板基礎への工法変更、そして既設構造物の撤去範囲の変更、仮設矢板、鋼矢板の施工、打設方法の変更等による増であります。

工期につきましては、来年3月31日まで。これにつきましては変更ございません。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第79号 財産の取得について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第79号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第79号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在、建設中の生涯学習センターに設置する閉架書庫の購入について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、議案第79号財産の取得について細部説明を申し上げます。

この議案は、現在、建設中の生涯学習センターの図書館部分に関する図書の閉架書庫一式を購入したく、議会に付するものでございます。

議案関係参考資料（2冊の内の2）の18ページをごらんいただきます。

業務名が、生涯学習センター備品（閉架書庫）購入業務でございます。

業務場所は、現在建設中の新井田165番地の1であります。

業務概要としては、先ほど申し上げましたとおり現在建設中の生涯学習センター内に整備される南三陸町図書館に設置する閉架書庫の購入でございます。

入札執行日は5月24日、入札方法は指名競争入札であります。

入札状況については、以下内容をごらんいただきたいと思います。

続いて、次のページの19ページに購入する閉架書庫の大きさ、数量、内容を掲載させていただいております。

まず、横幅が約3メートル83センチ、棚の厚さが45センチ、高さ2メートル70センチの移動棚を16台、そのほかサイズの違う棚を計2台の合計18台の棚、その他設置経費になります。この閉架書庫を設置することにより、閉架書庫としての最大3万9,000冊の収納が可能となります。

この閉架書庫の購入については、既に当初予算で計上させていただいておりますシンガポー

ル赤十字からの寄附金を充当させていただくことで相手方と協議を進めさせていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） シンガポールからの寄附金ということで大変喜ばしいことだと思います。シンガポールにも進捗とか何か問い合わせがあったら、ぜひお伝えいただけたらと思います。

私からちょっとお聞きしたいのは書庫の材質ですけれども、木材なのか、あるいは何か金属を使うのか。もし、木材であるのであれば、何か南三陸町産材を使っていたら町民の方も喜ばれるのかなと思いますので、材質はどういったものを使うのかおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 材質については木材ではございません。耐火できる状況でございます。鉄製であると思います。これは丸ハンドルということで、ハンドルを回すことによって16台の棚が動くような状況でして、木材ですと万が一の大火に耐えられないということでもありますので、その辺はそういう素材になっている状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いたします。

新しい生涯学習センターができ、本棚ということで、やはりシンガポール赤十字からということで大変ありがたく思っております。そうした中で、ここ何年かの現在の図書の使われ方、月でもいいです、年でもいいです、どのぐらいの利用をされているのか、今後、それをどのように新しい生涯学習センター図書室ができることによって、どの程度の伸びしろを見ていらっしゃるのか。利用されて、計画があるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） お答えいたします。

現在、毎月、来場者700名の皆さんに来ていただいております。そのうち、利用が380名、毎月大体そのぐらいの利用でございます。

今回、この建設、新しくなることによって設置する建設場所がやっぱり学校に近いということでもありますので、現在の場所よりももっと子供たちに利用していただけるものと思われまますし、また、あと一般の方々ももっと買い物がてらとかその辺で寄っていただけるものと思われまます。

それから、あと今考えているのが、利用時間も公民館と併設となれば9時以降まで利用が可能になるか、その辺も検討しておりますが、その辺の利用時間も延びますので今以上の利用をしていただけるものと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 地域柄がありまして、なかなか南三陸町で今までですと本を読むという習慣が少ないのかなという嫌いがあります。そして、中でこういう立派な生涯学習センターと一緒に図書館ができるわけです。そうすると、環境が整いました。そうすると、さあ読んでもらいましょうということになるわけですけれども、やはりそれについてもPRとか家庭の本を読むという環境づくりが大切だと思われま。

だから、何万冊の本を整備したからどうぞだけではなくて、社会教育の中でも子供と触れ合う、本を読む、大人になってもそういう子供のころから本を読む習慣づけると大人になっても読みますので、社会教育を通してPRしていただきたいと思いますので、その辺、読まれるための工夫をこれからもしていただきたいと思います。

それから、場所的には買い物に来る人たちも多くなりますので、その辺の利用客の人たちにもあわせて使っていただくための努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） 13番山内孝樹君が着席しております。

質疑を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、18台ということで、課長、3万9,000冊収納可能という説明ありました。そこで、今回できておさめるのに、この数で間に合うのか、余裕の分が出るのか、その点1点と、あと今回、生涯学習センターができて蔵書を新たにふやす予定というか、そういった見込み等、簡単にでよろしいですので伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 今、考えていましたのが閉架書庫で3万9,000冊、閉架書庫はとて貴重な本であったり、それから頻度の少なくなった本であったり大事な書物であったり、そういう部分を収納する、そういうものであります。もちろん、皆様に見ていただくことは可能です。

そして、現在、これは閉架なのでしまっておく部分になります。現在の予定で、開架の部分で開架と、あと準閉架、私の大体身長170センチぐらいから上になる部分2段ぐらいが準閉架

というような、そういう計画でして、開架書庫の大体170センチ以下の部分も大体開架書庫ということで、総数はマックス10万冊が可能ということで今計画してあります。

まず、建物がスタートした時点で今考えているのが、大体3万冊前後スタートということになります。すぐにいっぱいになることはもちろんあり得ない状況になります。今の全国のどうも図書館の状況としまして、どうしても長い年数の図書館経営となりますと、七、八割がどうも飽和状態になっているという状況でして、我が町もここでスタートしたときに、マックス10万冊として30年とか長い年月になればいずれそういうときが来ますが、当分は閉架書庫がいっぱいになったり、そういうことはないのかなど。いずれ、そういう時期は来ますが、もちろん当分は大丈夫かと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第80号 町有林樹木の売払いについて

日程第8 議案第81号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第80号町有林樹木の売払いについて、日程第8、議案第81号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第80号町有林樹木の売払いについて並びに議案第81号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてご説明申し上げます。

本2案は、南三陸町森林経営計画に基づき、直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うことについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

あわせて、町外町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第80号町有林樹木の売払いについて及び議案第81号町有林樹木の直営生産事業代行委託についての細部説明をさせていただきます。

議案書の56ページと議案参考資料（2冊の内2）の20ページから22ページをあわせてごらんいただければと思います。

まず、上程いたしました2カ所の山林箇所につきましては、議案参考資料20ページに箇所図を記載しております。入谷字入大船沢241-1は、町内から県道登米志津川線を登米に向かって羽沢峠の手前左側になります。戸倉字街道方65-1につきましては、町内から国道45号線、戸倉荒町の坂を上って林道梨の木線の手前右側の山林となっております。

同じく議案参考資料21ページ、22ページには林班図によりまして、それぞれ箇所の10種の範囲が記載されておりますが、入谷入大船沢の箇所につきましては杉と赤松、戸倉街道方につきましては杉、ヒノキ、赤松でございます。

内容につきましては、議案書の56ページに戻りますけれども、入大船沢の山林面積は19.54ヘクタール、戸倉字街道方の山林面積は10.76ヘクタール、材積はそれぞれ記載のとおりとなっております。いずれも町有林樹木の適正な管理、育成のため収入間伐を行うものとなっております。

続きまして、議案書57ページ、議案第81号町有林樹木の直営生産事業代行委託についての細部説明をさせていただきます。

ただいまの議案第80号でご説明いたしました町有林樹木の売り払いの内容がそのままここに

記載されております。今、説明した部分の直営生産事業を代行委託するものでございます。

代行委託先につきましては、3番に記載のとおり南三陸森林組合でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 千葉です。何件か質問したいと思います。

今回の町有林の伐採に関しては、松とか杉とかありますが、その辺の木材は南三陸産材として利用されるのか。そして、伐採した後の土地、山はどういった形で管理していくのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回、伐採された木材の利用ということでございますけれども、これは町有林ということでF S C材ということで利用されるということでございます。赤松につきましては、現在、F S Cの合板材ということで杉と赤松、合板で使う必要がありますので、そういった部分でF S C合板材という形で使うというようなところでございます。

伐採した山跡地でございますけれども、ご承知のとおり赤松の部分に関しましては、今、松くいということで被害がありますので、赤松の林につきましては広葉樹林を植える予定ということでございます。そのほかは人工林、杉を植えるという計画になっているということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 杉に関しては南三陸産材として市場に出ていくという形だと思います。

あと、山の跡地に関しては、とりあえず松だった場所を杉にかえていくというような方向の話だったと思います。その辺はわかりました。

あと、町有林、町の山、その管理に関しては分収林という制度があると思います。南三陸町の町有林に関して、分収林として利用されている団体、あとその広さ、あとは分収林のほかに組合とか団体が町の山を買い取って自分たちで管理しているというような山もあると聞きます。その団体の数、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、分収林の数、面積でございますけれども、分収林につきましては、分収林の組合ですけれども、町内全体で現在109団体でございます。面積は511.35ヘクタールでございます。

分収林のほかに団体という部分につきましては、今、お話しした中に全て含まれているというところでございますので、この分収林のほかにというのは、恐らくあとは町有林ということになると思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 事前に課長にはこういったことを聞きますということで問い合わせさせていただきました。そういった答えが今の内容だったと思いますけれども、何で分収林以外の山の土地について聞いたかという、町内の方で町から山を買って、そして団体に所有していたのですが、今回の大震災でもってその組合の会員がみんなばらばらになってしまったと。そういった状況の中で団体数が、そうすると1個しかないんですね、その辺。だから、その辺を聞くために課長に問いただしておいたんですけれども、結果的には出てこなかったと。質問3回までということなのでなかなか追求するのにその辺3回だけでは難しいので、この辺で追加してもう一度質問させてもらいます。

大震災により、町から山を買って団体に分けた土地があったんですけれども、その団体への固定資産税、それは代表者がとりあえず代表者のもとに請求書が行くという話だったんですけれども、その代表者が今回の大震災で町外を離れたと、そういった経緯があって、その代表者がどこにいるのか、町でも、町から出た人のところに固定資産税を請求できないという話を税務課長から聞いたので、え、そんなことはないんじゃないのと、町の住基ネットで移転先はわかっているので、その代表者のもとに出したらいいんじゃないですかということを知りました。そうしたら、税務課長の話だと代表者を変えてくださいと、そういった指導を受けました。

しかしながら、その前に、大震災前に1町歩、2町歩で何人かの組合数でその土地を分けようと思って、分筆しようと思ったんですけれども、結局、なかなか大震災の中で分筆するということができなくて、今、団体のままだというのが経緯なんです。その辺の固定資産税、今回、固定資産税の特例処置がいっぱいできています。そういった中で、何かそういった人たちへの良案、何かありましたら。税務課長、私聞いたんですけれども、ちょっといまいち山のことは詳しくないので、その辺、もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 共有地の取り扱いということでお話しはいただいたんですけれども、ちょっと今お話しされたのと内容が違うと思ひまして、基本的には町外に出ても代表者が変わらなければその町外の人に納税通知書は送るような形にしております。



新しい利用といいますか、それは新しい法律、このごろ成立した森林経営管理法というのが出たと、ちょっと正確ではないかもしれないんですけども、5月に成立いたしましたので、その辺に関しましては管理ができなくなった山については町に委託できるような制度が出てくると。森林環境税の関係でそういったシステムが出てくるというようなことなので、詳細につきましてはまだちょっとこちらでも把握していないんですけども、いずれそういった制度が出てくるということで、管理できない共有地につきましては、あるいは行方不明で所在がわからない形の人たちについてはそういった制度の利用もできるということで、これから拡大するのかなというところで、内容的にはまだこちらでも直接の担当ではございませんので、これから検討して利用できる方にはPRしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 農林水産課長からは今のような答弁しかなかったもので、それ以上の情報は持っていないということで、とりあえず把握します。

あと、税務課長の説明、ひとつよろしく。まだ、震災の被害といういろいろな悩んでいることは続いておりますので、その辺の町民目線でそういった税対策、みんな払わないと言っているわけじゃないので、その辺、ひとつお願いします。

あと、今回、町有林伐採ということで、伐採した後は私は危惧しています。なぜかという、南三陸海岸インターから歌津インターに向かう途中で山肌が赤土で覆われているところを見ます。そういった場所はなぜそういった形になったのかというと、伐採した後の影響も多分にあるんじゃないかなと思います。そういったことを考えていけば、三陸道の造成に当たっては、伐採したりのり面つくったところに再生するような状況の工事を施していると。だから、山の赤土が切れている部分は歌津寄りなんですけれども、あの部分の土が農地とか、あと海に流れるということは自然を脅かすような、私は考えています。そういった町内にある赤土で覆われた山の管理、それに関してはどうのように町で取り組んでいきますか。最後にそれをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 確かに、伐採した後の部分の管理というのは大変重要と考えております。のり面につきましては、そこは急傾斜地でございますので、新たに、例えば、杉があったところにまた杉を植えるということは行わないという状況でございますし、あと赤土が見える部分につきましては、木を伐採した後に関して広葉樹林を植えるという計画となっておりますので、できるだけ自然を脅かさないような形で管理していきたいと考えており

ます。

○議長（三浦清人君） ほかに。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 13番です。おくれました。

前者に続きまして、80号、81号の中で課長から説明がありました。素材生産の事業としまして松、ヒノキも含まれているようですが、当時の施業計画の中で2段林というんですか、そのような計画の中で伐期を迎えたと思うんですが、その点をお伺いしたい。

それから、先ほど赤松は認証取得の合板として利用されるということなんですが、どちらも町有地の中の入谷、そして戸倉と2カ所なんですが、認証取得の林地であるのか。それに伴いまして、認証取得に伴う木価の現況推移をお伺いしたいと思います。

それから、前者関連しますが、部分林、平成21年で560ヘクタールからの面積があったと記憶しております。今回は、今、担当課長の説明ですと109団体の511ヘクタールが現存しているということでありますが、その後、伐期を迎えて、前回もお伺いしたわけですが、幾分面積の推移があるんですが、何団体くらいほどの部分林の伐採をされたかを改めてお伺いしたいと思います。

それから、事情がありましてきょうはおくれましたが、今、この80号、81号に入ったので関連がございますので、直接課長に金曜日、お伺いしました地場産材をふんだんに使って活用されているという2番議員の一般質問へのお答えがございました。かつての仮設商店街の跡地、今も存在するわけですが、地場産材をふんだんに使ったということで確認させていただいたんですが、その件を今到着したわけでした、その結果をお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、杉、ヒノキの伐期の関係ですけれども、これに関しましては、林齢47、それから64齢ということになっておりますけれども、杉、ヒノキにつきましては70年齢以下でないと補助対象にならないという規制がございますので、今回、まだ林齢に達していないヒノキもあるんですけれども、杉に囲まれた議案参考資料の林班図にありますように、ヒノキが地区の真ん中に入っておりますので、そういった意味で今回、杉とヒノキをあわせて間伐するという中身でございます。赤松に関しましては、F S C材、合板という形でございます。

木価の質問でございますけれども、木価につきましては、実はF S Cを取得する以前と後に関しましては、実は金額的には余り変わっておりません。いずれ、F S Cにつきましては、県内は南三陸町と登米市だけとなっております。ただ、世界的にはF S C材は非常に重宝さ

れております。といいますか、高い物でございますので、今後、普及に伴って恐らく金額的には高く推移していくのかなとは予想しておりますけれども、現在のところは、木価は取得後、取得前は変わっていないという状況でございます。

あとは、分収林の組合数の推移という形でしたけれども、震災以後につきましては、先ほどお話ししました109組合、震災前は127組合ございましたので、差し引き18ほど減っているという状況でございます。

あと、板倉づくりのさんさん商店街にある建物ですけれども、先般、私から南三陸町産材を使った板倉づくりの家がさんさん商店街の脇にあるという説明をさせていただいたんですけども、確認したところ、設計方式は板倉づくりですけれども、建物の材質は南三陸町産材ではないということを確認いたしましたので、この場をおかりしておわび申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 昼食のため、暫時休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議案第80号、議案第81号の質疑を続行いたします。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 課長からお伺いした件についてはお答えいただきましたが、認証の取得、山林ですよ。という解釈でよろしいんですか、この2カ所。

それから、木価は認証取得に伴ってということで伺ったんですが、従前と変わらないと、大体のところの推移はある程度理解しておりますが、それから部分林も町有地を利用しての部分林でありまして、取得の林地に入っている部分林はないのか、関連があつて質問していたんです。

それから、最後に確認ということで、ちょっと私もおくれてしまって、確認ということでここで答えしていただいた地場産材をふんだんに使ったということの確認で伺ったんですが、間違いであったという課長のお答えでありました。別に課長をいじめたりとかするつもりで言ったのではありません。確認のためのお伺いでありました。

それに伴いまして、震災後に仮設の議場で伺った際には、ここに総務課長も以前担当課、農林水産課にいた際に、私、遠藤副町長に確認した経緯がございますが、記憶にございませんか。何年か前のことなのでそういう思いもありまして、できるならば私が言う前にこういう

ことだということを現課長に進言してもよかったのではないかと思います。

これが最後になりますが、課長、今お伺いした点についてお答えいただきたい。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） F S C材の認証の関係でございますけれども、町有林につきましては全てF S C材という解釈でよろしいかと思います。したがって、そのほかの分収林、共有林についてはF S C材の認証ではないとなるかと。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。二、三お伺いいたします。

まず1点目なんですけれども、先ほどの前者の答弁の中で木価は変動がないとお伺いしました。であれば、石数の、間伐ですからそう多くはないんですけれども、石数を単価にした場合、これはマイナスになるのか、町にとって収入として入るのか、マイナスなのか、その辺、1点お伺いします。

それと、ことしの30年度の施業計画の中に、今は間伐ですけれども、主伐の計画があるのかどうか。先ほどのご説明ですと70年生が主伐対応という私の解釈なんですけれども、それでいいのか、どうなのかということです。

それから、3つ目は、間伐で合板をするんだということなんですけれども、産業振興ビジョンの中から合板を製材会社などで加工ということにもつながっていきます。そうした場合、合板にした場合、どれぐらいの利益を生むのか。また、これを工務店とかハウスメーカーなどとの販売等ができるのかどうか。その辺3点をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 現在の間伐の単価について、町の収入はどれぐらいになるのかというご質問の部分ですけれども、町で想定しております町の収入に関しましては、今回の町有林につきましては約1,670万円の収益を見込んでいるというところでございます。

その際、利益があるのかという質問ですけれども、正直、伐採経費を考えますと売った収入だけでは赤字になっております。ただ、そこは約40%ほどの国の補助が入りますので、売り払った収入と補助金額から伐採経費を引いた部分が町の収益という考えということでございます。

済みません、もう1点。施業計画の中に主伐の計画はあるのかという質問でございましたけれども、現状の施業計画では、町有林に対しての主伐の計画はございません。分収林につきましては、ほぼ主伐という形になりますけれども、町有林に関しては間伐で今年度行うとい

う計画でございます。

あと、合板にした際の加工利益の部分に関しましては、済みません、ちょっとそこは町から手が離れる部分でございますので、その部分はわかりかねるところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの答弁ですと赤字だということなんですね、40%の補助がない限りは赤字だということで。

間伐ですから、次の広葉樹を植えるという計画もないと思うんですけれども、これから分収林は今後主伐していくという計画のようなんですけれども、先ほどの答弁ですと110団体ほどの団体がありますけれども、これは計画的に毎年主伐をしていくのか、それとも震災後、団体が減っていくからそこは統廃合させていくのか、主伐さ向けてやっていくのか、今後の計画をお伺いします。

それから、合板なんですけれども、非常に木材だけでなく合板のほうがハウスメーカーとかでは使われるのではないかと思われるんですけれども、この辺の今後の活用方法、業者任せにしないで、それを我が特産として合板も認証を受けた木材との価値があるのかどうか。合板であってもその価値があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、分収林の主伐に関してですけれども、町の計画というよりも分収林に関しましては、各団体の要望によって、例えば、森林組合さん等と相談しながら、どれぐらいの面積で、分収林だと毎木調査いたしますのでどれぐらいの収入になって、ただ、そこは作業道があるなしに関して全く経費が変わってきますので、どれぐらいの利益になるのかという部分を総合的に判断して行うということになりますので、計画的に毎年毎年何団体、何平米やるという部分ではないという部分を理解お願いいたします。

あと、合板の活用ですけれども、今回、赤松という形で説明した際に、赤松に関しては今、病害虫で非常に枯れてきているということを説明いたしましたけれども、赤松だけを、例えば、切るとか搬出するということになるとうすごく赤字になります。したがって、杉ですとかヒノキを含めた一体的な面積を行わないと赤字になってしまいますので、ただ、先ほど説明いたしましたように赤松は90年生以下でないと補助対象にもならないと、病害虫で全く枯れてしまっても価値がないということになりますので、その辺は計画的にできるだけ病害虫になっていない部分も含めて、杉、ヒノキとあわせて間伐していくという方法しかないのかなという部分でございます。したがって、合板での活用云々という部分まで、実は町と

して考えは至っていないというのが現状でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私が言っているのは、分収林110団体の人たちが今後、今、50年も大体続けてやってきているわけなんですけれども、ずっと木価の低迷がある中で存続していけるのかどうなのか、そのような指導も今後あり得ると思うんですけれども、そういう計画があるのか、ないのかということも含まれております。

それから、もう1点なんですけれども、赤松だけでなく杉、ヒノキ、そういった面で合板にするために間伐するんだということもわかります。新しいものへの対応として、木を合板にするために工場さ木をやるんですけれども、その中で町としての対応、何かしらの付加価値をつけるために合板にするという、木材を使って合板にして、それをハウスメーカーとか工務店とかと一緒に事業なりをしてはどうかということです、私が言っているのは、事業として捉えていけないものかと、そういうことを聞いているんです。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 分収林の関係で、木価が上がっていない現状で存続していけるのか、その際の町の指導はどうなんだという質問でございました。（「みんな、ばらばらになっているから」の声あり）

正直、分収林の団体数に関しましては、先ほどお話しした部分で把握している現状でございますけれども、実際の誰が代表者なのかですとか、あとは構成員が何人いるのかとか、そういった部分に関しましては、実は震災で全て資料が流されているという状況の中で、今回、平成25年度に分収林組合の部分、再調査して先ほどお示ししました数を提出したわけなんですけれども、なかなかもう何年も活動していないという団体がほとんどでございます。

したがって、代表者が誰なのかという部分自体も余り正直把握できていないというのが現状という部分で、なかなか今後指導という部分に関しましては、先ほどお話ししましたように、毎年、例えば、分収林を主伐していただきたいという団体が来れば、その際にその団体の内容ですとか、あとは主伐した後に人工林を植えるとか、そういった部分の指導または助言という部分は行っていきたいと考えますけれども、何せ200近くある団体ですので、そういった部分でちょっと今後の課題として分収林はあるのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 議案第81号なんですけれども、直営生産事業代行委託について、事業の代行を委託するという事なんです、委託先が南三陸森林組合と、面積が入谷と戸倉合

せて大体30ヘクタール、立米が1,700立米ぐらいの量になるわけですが、これを実行する期間です。どれぐらいの期間で、ちょっと期間が設定されていないような感じがするんですけども、もし期間が決められているのであればちょっと教えていただきたい。特に期間設定されていないのであれば、仮にこれ10年間かけてやってもいいよというようなそんな条件になっているのかどうか、ちょっとその辺、不安に思いましたのでお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 代行委託の業務の期間でございますけれども、確かに記載はされてございませんけれども、年度内には全て終了予定となっております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第80号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第83号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第83号平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号平成30年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、漁港施設の機能増進に係る所要額を計上したほか、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理、調整を行ったものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 議案第83号平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを改めてごらんいただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,129万6,000円を追加して、総額それぞれ330億6,129万6,000円とする内容でございます。補正額を加えて通常分が77億6,183万6,000円でございます。率で23.5%になります。残り震災復興分でございますが、252億9,946万円でございます。率で76.5%を占めてございます。予算全体に占める投資的経費につきましては、普通建設事業と災害復旧事業を合算しますと、232億863万8,000円となり、率で70.2%が投資的経費となっております。

第1表の詳細説明は後ほど細かく歳入歳出で申し上げます。

先に、第2表、6ページをごらんいただきたいと思っております。

債務負担行為の補正について申し上げます。今回、新たに3事業を債務負担として追加し、1事業を変更とするものでございます。

まず、志津川地区中橋河川護岸整備事業1億3,100万円につきましては、県から受託事業として行う中橋の橋梁周辺の築堤護岸工事を平成31年度まで整備を行うものでございますが、受委託協定の変更に伴う増額分について追加設定を行うものでございます。

次の志津川被災市街地復興土地地区画整理事業他業務37億円と、その下段の震災復興祈念公園整備事業11億円の追加は、いずれもUR都市機構への委託事業であります。工事期間の延伸に伴う施工体制の確保や物価、事業費の高騰に伴う増額分を追加して、今後、変更契約を締結して事業を進める必要があることから増額するものでございます。

2、変更の中小企業振興資金融資損失補償については、平成30年4月1日付の同資金融資あっせん条例施行規則の改正に伴い、補償期間を3年間延長して補償を厚くするための変更で



ございます。

次に、7ページをごらんいただきます。

第3表地方債の補正でございます。記載の目的は、漁港整備事業として限度額を6,080万円から8,450万円に増額するものでございます。後ほど歳出の水産業費で出てまいります、石浜、平磯、長清水漁港において、ラバータラップと船揚げ場への滑り材を設置するもので、事業総額5,000万円の2分の1が県補助で、補助残に対して95%、金額で2,370万円を今回、合併特例債で充当するための増額でございます。

続いて、執行予算の説明に入らせていただきます。

11ページをごらんいただきます。

まず、歳入でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額520万円減。震災復興特別交付税の関係予算の補正に伴う減額でございます。

次に、14款2項4目農林水産業費県補助金2,500万円の追加は、先ほど申し上げました漁港機能増進事業補助金として石浜、平磯、長清水の漁港整備工事に係る補助金、事業費の2分の1相当でございます。

17款2項6目復興交付金基金繰入金1,229万6,000円追加。歳出では復興費で出てまいります、卸売市場BCP計画策定委託料及び公営住宅長寿命化計画策定に係る財源として、基金から繰り入れるものでございます。

7目の地域復興基金繰入金450万円の追加は、歳出の地域復興費に出てまいります震災伝承施設基本計画策定委託の財源として、基金から繰り入れるものでございます。

19款4項2目雑入100万円の追加、こちらは志津川中学校防火クラブ活動への一般社団法人自治総合センターからの助成金でございます。

20款町債2,380万円は、先ほどの地方債補正で申し上げた内容の借り入れでございます。

続いて、13ページ、歳出に入らせていただきます。

初めに、歳出の各科目共通であります、人件費補正については新年度の人事異動に伴う必要な調整を行うためのものでございますので、あらかじめご了承お願いいたします。

人件費以外の主な歳出補正について申し上げます。

14ページ、2款1項11目電子計算費428万9,000円の増は、住民情報システムを確定申告の支援システム改修に伴う関係予算の増額でございます。

14目地方創生推進費の13節委託料187万円は、道の駅基本計画策定に必要な国道交差点周辺

の交通量調査業務を委託するものでございます。

18ページに飛びますが、今回、議案第72号でご決定いただいた関係予算でございます。

3款2項8目の放課後児童クラブ費の87万6,000円の追加につきましては、新たに入谷小学校在籍児童に対して、志津川小学校での放課後児童クラブを利用できるようにするためのタクシーの送迎費用でございます。

19ページの4款2項3目し尿処理費は、委託料から工事請負費に予算科目を組み替えて執行するものでございます。

その下の4款4項1目上水道費の829万9,000円の減額につきましては、水道事業会計補助金に計上していた派遣職員の人件費が減となったため、減額調整するものでございます。

20ページ、5款1項5目農業農村整備費の工事請負費100万円につきましては、葦の浜農村公園の木製遊具の老朽化したものを撤去するための費用でございます。

21ページ、5款3項2目水産業振興費委託料300万円の追加につきましては、塩水取水塔量水器設置業務の委託費用でございます。

その下の4目漁港建設費、委託料220万円の追加は、草木沢船揚げ場背後用地の整備を行うもので、用地調査設計の予算でございます。15節工事請負費は、石浜、平磯、長清水の整備に係る予算でございます。

22ページ、7款1項1目土木総務費13節委託料の750万円の追加は、道路台帳の更新業務の委託費用でございます。平成30年4月1日を基準日として更新するものでございます。

24ページ、9款2項1目学校管理費、需用費及び工事請負費ですが、こちらは伊里前小学校のブランコや昇降機など、それから滑り台、鉄棒などの修繕並びに再設置の費用でございます。

25ページ、9款3項中学校費の2目教育振興費でございますが、こちらは志津川中学校防火クラブの活動服の購入費でございます。委託料100万円と使用料300万円の予算につきましては、町内中学校教育においてインターネットで提供する有料通信講座を新たに取り入れるためのアプリのライセンス使用料と、それを使用した学習方法のサポート業務の委託に係る予算でございます。

28ページ、12款1項2目地域復興費、震災伝承施設整備に係る基本計画策定に係る諸費用466万3,000円の追加でございます。

12款3項2目漁業集落防災機能強化事業費委託料740万円追加、地方卸売市場地域BCP計画策定業務委託でございますが、BCP計画と申しますのは、災害時に水産物の生産や流通

機能を早期に再開させるための発災後の行動と役割分担、早期復旧のための事前対策などを調査検討するためのものがございます。

その下、6項5目復興地域づくり加速化事業費810万円の追加は、既存町営住宅のストック状況の把握と長寿命化に関する基本方針を定め、計画的に維持管理していくための委託費用を補正するものがございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりました。

これより歳入歳出一括の質疑に入ります。

質疑の際には、ページ数をお示しの上、発言していただきます。

質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ最初に、何点か伺いたいと思います。

まず第1点目、14ページ、前にもお聞きしたような気がするんですけども、地方創生推進費の中の教育将来構想協議会なんですけれども、どういったあれなのか、もう少し詳しく。

あと、もう1点、この協議会の教育将来ということに関して伺いたいと思います。実は、きのうのラジオで移住した人の何か話をやっていたんですけども、そうしたら教育環境が子育てするのによくて移住を決断したという、何か有名な方なのか評論家みたいな方なんですけれども、そういったこともありまして、町の教育の将来像というのはそういった、私たちの町の子供たちにとっての環境だけじゃなくて、移住してくる方たちの魅力ある教育環境をつくっていくことも大切だと思うんですが、その点に関してどのように考えるか伺いたいと思います。

次に、2点目、14ページ、同じく道の駅基本計画策定支援業務委託料で、先ほど、課長の説明ですと国道交差点の交通通行量の調査ということだったんですが、基本計画はどの辺まで進んでいるのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

次、23ページ、道路橋りょう費、これ実はさきの議案でお聞きすればよかったんでしょうけれども、新井田橋と未来橋ができて通行しているわけなんですけど、これ関連で伺いたいと思います。橋を渡って団地に上がってきてたどり着いたところ、行き来するわけなんですけれども、そこが現在、わかりづらいというか、私もしょっちゅう利用しているんですけども、つつい行き過ぎてしまったりするので、将来的に小さな標示というんですか、そういったやつ、お互い未来橋と新井田橋両方に、例えば、スーパー、近道とかなんかわかりやすくつけるのも暮らしやすさの1つだと思うんですが、そういったことを現在検討しているかどうか

か伺いたいと思います。

次、25ページ、中学校費、教育振興費で学習支援業務委託料、デジタル教材利用料、こちらもう少し詳しく、大体は認識していたんですけども、例えば、中学校ということなんです、先ほど課長の説明ですと中学校全部というので志津川だけじゃなくて歌津もこの業務に入っているのかどうか、伺いたいと思います。

次、28ページ、震災伝承施設プロポーザルと基本計画策定の予算450万円ついていますが、こちらに関してどのような状況で、基本計画をあえてプロポーザルで選定の基準にしたという、そういうところを少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 幾つかご質問いただきました。

まず、14ページですが、教育将来構想協議会委員謝金につきましてご質問いただきました。教育将来構想協議会とはいかなる協議会なのかというご質問かと思いますが、これにつきましては、志津川高校魅力化事業の一環として高校をどのように魅力化していくかという具体像を町内の有識者あるいは町外、県の教育委員会の方等も含めたところで議論してまいりたいというような思いがありましたので、今回、このような協議会を設置させていただいて、志津川高校をどのような高校として魅力あふれる高校にしていくのかということ、関係者一同会しまして議論していこうじゃないかという、そのような活動をしてまいるということ想定しております。

それから、あと移住者にとっての教育環境の整備のあり方というような話かと思いますが、協議会の中で移住者にとってどういう教育がというような、教育の根幹にかかわるようなことを議論するということは、今のところ想定しておりません。あくまでも志津川高校の魅力化を中心に据えて、その範疇の中で、例えば、中学校、小学校の段階でこういうことをしたほうがよいというような議論が出てまいるかもしれませんが、それは暴論でございまして、主眼はあくまでも高校の魅力化というところに置いてまいろうと考えているところでございます。

それから、その下の道の駅基本計画策定支援業務委託料の件についてご質問がございました。基本計画の進捗状況というお尋ねでございしますが、昨年度から協議会を設けて議論をすすめてまいりましたので、その議論等を踏まえて、現在、鋭意作成中でございますが、大体のところ、こういう施設が要るんじゃないかというような意見は協議会に出ておりますので、あとはそれを取りまとめて文書にしていくという作業が残っているというところでございま

して、早ければ今年度上半期のどこかの段階で一定の形にできればいいなということは考えておりますが、あくまでも予定ということでご理解いただければと思います。

それから、25ページ、中学校費、これは私が答えるものでもないのかもしれませんが、一応事の経緯から申し上げますと、こちらは中学生の自宅学習の手助けになるようにと、これもまさしく高校魅力化事業の一環として中学校、小学校の底上げを図ろうという目的で当初計画していたところではございますが、学校等々と協議を重ねた結果、家庭学習というよりは学校でのパソコン教室を利用したような利用ができないかというようなご提案が逆に学校側からございましたので、その点も含めまして学校活動の一環ということを主眼に据えるのであれば、中学校費というところに計上するのがよろしかろうという判断で、今回、このような予算の計上とさせていただきます。

内容的には、今申し上げましたとおり最終的には志津川高校に入学する生徒さん方の学力の底上げを図るという目的が根底にございます。そういう意味で、中学校、中学生のうちからこういったデジタル教材等を使いつつ学力の向上に励んでいただければなという思いで、このような形にしております。対象といたしましては、志津川中学校、歌津中学校、両校が対象となっております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 調整監、魅力化の協議会、協議委員は何人で何回ぐらい開催される予定ですか。調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 今の想定でございますが、回数といたしましては年間7回程度を想定しております。協議会の委員数につきましては、現在、十二、三名かと思いますが、その程度の人数を想定しております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 道路橋りょう費に関連してということで、未来橋方面、あとは新井田橋方面に高台から下に下りていくときの下り口がわかりづらいというご指摘ございました。確かに、第2庁舎の裏側でございますので、そういった部分で看板の設置については検討させていただきたいと思っております。同様に、連絡道路も沼田のコミュニティセンターのところから今曲がっておりますけれども、その辺につきましてもわかりやすい標示について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 28ページですか、震災伝承施設基本計画策定業務につきましてプロポーザルとする理由ということでございますが、そもそもこの施設につきましては、先ほど来、調整監が述べておりましたが、道の駅の基本構想、基本コンセプトの1つに、震災と創造のかけ橋となる拠点と、いわゆる伝承施設というものを整備するということが掲げられております。

この施設につきましては、機能的には震災の教訓を次の世代に伝承し、震災の被害状況あるいは復興に歩む町のストーリーなどを後世に伝えて、防災教育にも資するような機能を有するといったものが基本構想で掲げられております。そういった中で、今後、道の駅の建物として本格的に動く前に、町内外の方々に言葉を超えて伝わる普遍的な価値、そういったもので感動を与えて、伝承、防災教育などの機能をどのように具現化していくかといった計画を策定するものでございます。

そうした中で、業務的には展示にかかわる資料、画像、動画、そういった収集や展示計画とか展示施設の運営計画、そういったものまでも道の駅の建築計画に先立って、ある程度ソフト面を充実させていこうというのが今回の狙いでございます。そういった中で、町直営という形だけではなくコンサルティング会社のような知識、見識を少しでも反映するため、委託業務としてプロポーザルに付すという計画でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず第1点目は、教育将来構想協議会なんですけれども、大体わかったんですが、高校の魅力化の一環ということで、実は、高校自体、調整監おわかりかどうかわからないんですけれども、かつては皆、それなりの教育を求める方たちは鉄道ができる前から仙台とかそっちに流れて、どちらかというところ地元の教育環境は、悪いとはいわないんですが、それなりの状況でずっときました。

ですから、今回、こういった教育の将来構想を考える上に、やはりもう一度、本当に魅力化、昨今、新聞等では18歳の成人化みたいなのもうたわっていますので、そういった生き方というか、トラブルに巻き込まれないような生き方、そういったやつを検討していくのも魅力化にはなるんじゃないかと思っておりますので、何分、大変なテーマですので、今後、続けていっていただきたいと思っております。

次、道の駅の構想なんですけれども、協議会で今揉んでいるという答弁がありました。今年度中あたりに形になるというんですが、できれば早目にこういった議会にもお示しいただい

て、もうしっかりかたまってからとやかく後理屈の文句みたいになるような状況じゃなくて、ともに何か築くというスタイルも大切じゃないかと思いますので、できれば早目に議会のほう、もしくは資料等を配付していただければと思います。

次、道路の看板なんですけれども、やはり立派なやつじゃなくてもいいので、簡単な、例えば、スーパー、近道、先ほど言いましたけれども、あと沼田ですと大きい道路から2段階ぐらいに小さい、今のうちに案内板のようなものを出していただくと、より両橋とも有効に活用できるんじゃないかと思いますので、その点、なるべく早目に検討していただければと思いますが、その点、もう一度伺いたいと思います。

次に、中学校費なんですけれども、自宅学習の手助けということで学校でのパソコン教室、そこで現在、何か高校の魅力化で高校生もやっているということなんですけど、似たような同じあれを使うような話も聞きましたので、そのところがどうなのか、すんなりと使いやすいのか。ただ、同地区において中学生、そういったデジタル教材の利用のなじみやすさというのは調査なさったのかどうなのか、伺いたいと思います。それで、将来的にこの事業をすることによって高校での学力の底上げというか、そういった形が期待できるのかどうか伺いたいと思います。

あと、最後、震災伝承施設なんですけれども、これは課長、先ほど説明あったんですが、被害状況、防災教育、そして言葉を超えて伝えるもの、展示その他なんですけれども、これは質疑なので私の意見を言うあれはないんですけれども、いろいろな、例えば、震災にかかわらず事故、チェルノブイリなんかの伝承なんかを見ますと、やっぱりリアルというか現物を残しておく必要性というか、そういったやつを伝承として考えられないのかどうか。例えば、今、戸倉の海岸工事していますけれども、震災の跡というんですか、そういったやつをなるべく残していけないのか。神戸においては、何か段差ができたところは、前にも言ったんですけども、ほんの小さな一角だけ残して、あとは全部防災タワーみたいなところできつくりものみたいな感じの展示とかあったものですから、今回、うちの伝承施設はどのような基本計画になるのかあれなんですけれども、できるだけ映像、展示もあれなんですけど、リアルというか現物のようなものを見るような形には持っていけないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 私からは、まず道の駅の基本計画につきまして、できるだけ早く案としてお示しできるように鋭意努力してまいりたいと思います。

それから、スタディサプリというデジタルコンテンツの話でございますが、これは議員ご指摘のとおり、現在、高校に設置しております学習支援センター、いわゆる志翔学舎でも高校バージョンのデジタル教材を使用して学習支援いたしておりますので、その意味では、中学生と高校生の接続という意味では、同じ業者の同じ教材を使用して接続がなされるということで、中学生にとっても高校生にとってもよい教材なのではないかと考えております。

それが、あと高校の底上げにつながるのかどうかということでございますが、そういう証拠を挙げろと言われるとなかなか難しいところでございますが、この教材を使って中学生の学力が向上すれば、それは志津川高校に入学してくる者の全体的な底上げにはつながるだろうと思っております、そう思っているからこそ、こういう事業を展開しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 議員ご指摘のリアルなものというのは、現地にそのまま震災の脅威を伝えるべく残っているものを残してはどうかということでございますが、今回の伝承施設そのものは1つの箱の中にこういったものをおさめていくかといったものをつくるものでございまして、そのご質問とはちょっとかけ離れる部分にはなりますが、いずれ、確かにリアルという部分なものは、言葉を超えて感動も含めて与えるものであろうかと思えます。

ただ、復旧・復興事業に影響する部分のそういったリアルなものがまだ残っている部分も確かにございますが、そういったものが果たして後世まで残し続けていくことで何か支障となるもの、ならないものであれば、そういったことも今後考えていかなければならないのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 看板の件でございます。なるべく利用される方、されたい方にわかりやすい位置、枚数について検討してまいります。簡素なやつでもよろしいのでということでございますが、現在、志津川市街地、連絡道路も工事中でございますので、工事業者等々と調整しながらつける方向で検討させていただきたいと。

ただ、1点、沼田のコミュニティセンターのところを曲がると、防集団地と、あとは既存の沼田の団地の中を通ってくるというような道路で多分おいでになる方も結構いらっしゃるのかなとは思いますが、あくまでもあの道路は街区道路でございますので、東側の東浜中央線というんですか、いわゆる国体道路ですか、幹線道路に誘導するようとか、あと



は幹線道路から連絡道路の45号にというような形を意識しながら、看板は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、あとまだ確認できなかったことを何点か伺いたいと思います。

まず、順序逆で、道路の標識についてはまた工事業者に頼むと補正がありそうなので、できるだけ簡易なやつで早目をお願いしたいと思います、とりあえずは。

あと次、構想会議に関しては大体わかりましたので、中学校のパソコンのあれなんですけれども、実は聞くところによると、3年生の部活が終わって約1会場あきがあるということで、そういったことも対象にしているということもいろいろ耳にしたんですけれども、再度確認したいのは、一、二年生はどういうあれになるのか、その点、確認させていただきたいと思います。

それで、調整監の学力が向上するという答弁があったんですけれども、逆に、中学生の場合、学力が向上すると志高に行かなくなるんじゃないかと、そういう懸念はないのかどうか。これは失礼な質問に当たるのかどうかかわからないですけれども、そこも私、懸念していますので答弁をお願いしたいと思います。

震災の伝承館なんですけれども、実は、これ道の駅と一体なので、同時に進めていっているのは当然なんだろうけれども、そのこのこれから進めていく上でどのようなスタンスでいくのか。例えば、別々ではないんでしょうけれども、私、そこでちょっと疑問に思ったものですから、道の駅としてやるのか、たまたま伝承施設が、別の事業として進んでいるんでしょうけれども、連携はないのかもしれないですけれども、その兼ね合いをもう一度だけ伺いたいと思います。

あと、最後、ちょっとこれは関連の関連になるんですけれども、議長の許可を得られれば、道の駅ということで駅なんですけど、実は駅というとJRのことで、最後1点だけ確認なんですけれども、実は、5月31日、衆議院の本会議、そして6月15日、参議院の本会議で鉄道軌道整備法の一部改正というのが賛成257、反対ゼロで可決しました。それで、今まで震災で不通となっているローカル線の復旧の後押しということで国鉄の補助対象を拡大するという、皆さん、ご存じでしょうけれども、そういった法案が可決されました。現在は赤字の鉄道会社のみ補助対象だったんですが、これからは黒字の鉄道会社にも広げるという法案のようです。当議会においても熱烈に鉄路復旧を要望している同僚もおりますので、今後、こういっ

た法改正があった旨、できれば町長にこういった法改正に対する所見のようなものを簡単に伺えればと思って、関連を許していただければ質問させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 中学校費との関連で、中学生の学力向上が実現されると志津川高校志望者が減るのではないかと、そういうご懸念かと思われませんが、我々としては、志津川高校、確かに議員おっしゃるような動きがひょっとするとあるかもしれませんが、それは我々も想定しているところでございます、そのようにならないために現在、志津川高校ではキャリア教育に力を入れようという構想を持っておりまして、そのキャリア教育をどのように行っていけばいいのかというのも構想協議会の大きなテーマでございます、学力だけではなく、将来的に自分がどういう人間になりたいのかというようなことも含めまして、志津川高校の魅力化ということに我々は取り組んでいるわけでございます、必ずしも学力が向上したら志津川高校には行かないというような、そういう考えではございませんで、それ以外の活動において魅力を高めることによって志津川高校への入学者をふやしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 道の駅と伝承施設の関係でございますけれども、今、合築するとか分けて建てるとか、今はまだそういう計画がすっかり定まっている状況ではございません。ただ、道の駅の基本構想の中ではいろいろほかにもポータルセンター機能とか、全体で面積的には1,000平米を若干超えるぐらいの施設規模になると。その中で、400平米ぐらいが今回の震災伝承施設の面積としてふさわしいのではないかとといったようなことをある程度基本構想の中で掲げられているだけの今は状況でございます。

今後なんです、まずは伝承施設にどういったものを展示していくか。あるいは、どういったものが逆に展示物としてあるのか。そういったまず調査から入りまして、一定の展示計画の方向性を持ちつつ、建築の設計に生かしていくということですり合わせをしていきたいなと考えております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） たしか、先週かもなんかもどなたか議員お聞きになって私お答えしたと思いますが、基本的には、前、お話ししましたように、当線は対象にならないということでございます。

それから、あわせて町の負担額そのものについても、やっぱり一定程度以上の金額を我々出さなきゃならないという現実がございますので、まず最初に、基本的なことを言えば対象にはならないという。

○議長（三浦清人君） ほかに。ここで暫時休憩いたします。再開は2時35分といたします。

午後2時17分 休憩

---

午後2時33分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議案第83号の質疑を続行いたします。質疑願います。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 21ページの農林水産業費4目、今回の補正のメインであります漁港機能増進工事、これは先ほども説明、3港分ではありますが、設置状況はどうなっているのか。

それから、設置の考え方は担当課としてどのように考えているんですか。ゴム製のタラップ、それから滑り材の2点、どのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 設置の状況についてのお尋ねでございますが、今回はいわゆる未設置である石浜、平磯、長清水、この3漁港について設置していくというものでございます。ラバータラップにつきましては、過去に設置している港もございますが、まだまだ設置状況としては未設置のところが多いと認識しております。

ちなみに、今後、順次設置をしていきたいと考えておりますのが、ばなな漁港の馬場、中山、それから清水、それと折立、水戸辺、こういったところで今後ラバータラップの設置を検討してまいりたいと考えております。

また、船揚げ斜路の滑り材につきましては、震災以前に整備されました船揚げ斜路はほとんど滑り材が設置されておりません。震災後に改良あるいは災害復旧で整備されております船揚げ斜路については、地元の方々のご要望等もお聞きしながら設置を進めているところでございますが、今後、こういった事業を活用しながら順次整備していきたいと考えております。

それから、設置の考え方ということでございますが、先ほども申しましたように、基本的に施設を安全にご利用いただくためのラバータラップと、あるいは船の寿命を長引かせるための滑り材ということでございますので、順次設置していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 考え方というのは、今、若干説明の中で今後順次設置していくというこ

とでありますから、19港全てに設置するというところでよろしいんですね。違うんですか。だから、考え方というのは、例えば、要望があったところにはつける、要望がないところにはつけないというような考え方なのかどうかです。そこです。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 私どもといたしましては、各港の現状についてはおおむね把握しているつもりでございますが、やはり地元の方々のご要望をいただいたところから順次やっていくというようなことにならざるを得ないと考えております。と申しますのは、一気に全ての港に対応できればそれは問題ないんですが、やはり予算に限りもあることでもございますので、国あるいは県のこういった補助事業も活用しながらということになりますので、やはり順次対応させていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 現場は、漁港物揚げ場をつくってもらえれば高くて不都合なことが多い、そういうことでつけてもらえるんだらうと、そういう解釈でいるんです。ですから、課長あたりはそれこそ今は余り聞かれませんが、とくとわかっているかと思うんですが、漁港の使用している皆さんはなかなかつけないものだから、県とかいろいろな面さ行ってつけてけると言っているんです。そうすると、その分は町ですよと言われる。そうすると、町がさっぱりやらないということになるわけです。余り評判よくありません。ですから、もう少し周知して、19漁港もっと調査して、全てつけるようにこれから努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 現在、進めております震災復旧工事あるいはかねてから計画されておりましたいわゆる新設改良工事、こういった事業で現在進めている、あるいは最近行ったものにつきましては、そういったもの、タラップですとか、あるいは滑り材をつけてきておりますが、過去に整備されたものにつきましては、先ほど申しましたようにまだまだ未整備な箇所はたくさん残っております。こういったところについてはやはり予算に限りがある中で順次対応させていただくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 28ページの2目地域振興費、この件の伝承館の構想の中で、プロポーザルということで6万3,000円謝金ということで出ていました。何人の方の謝金なのか。そして、

そのコンサルの人たちをどういった形で応募するというか、どういった人たちに設計構想のコンサルに当たってもらうのか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 審査する委員会の構成については、町外の委員の部分については3名ということで方向性は定めておりますが、あと役場内でどうするかという部分はこれから議論しますので、全体の構造はわかりませんというか、まだ検討中の段階でございます。

それと、委員につきましては、これまで道の駅の基本構想をつくってきた、参画してきた町内の委員中心に検討したいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長から今説明ありましたが、基本的にこれまでの委員の構成というところ、どうしてもやっぱり商工会、観光協会、その中の店主たちがその中に入ってくると。それで、果たして道の駅、そして伝承館、本当に町民が求めるものができるかというところ、私は不安でなりません。そういったことから、プロポーザルの方式に町民の参加型のプロポーザルにできれば、私はしてほしいと思います。それは要望です。あとは、町でどうするかは町で考えてほしいと思います。

あと、今回の議会でパブリックコメント、観光課長から何かあったような気がしたんですけども、プロポーザルを募集しても3人しか来なかったと。プロポーザルの方法的にも、パブリックコメントにもやっぱり町民の意見が反映できるようなパブリックコメントの集め方というのを町で参加しやすい、わかりやすい、例えば、防災無線でやりますとか、そういった放送も兼ねてやれば、やっぱり興味のある町民の方は集まってくれると思うので、みんなの公開できるような形のパブリックコメント、そしてプロポーザル、その辺もできれば検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） 答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

まずもって、6ページの債務負担行為補正の中で、震災復興祈念公園整備事業で11億円、30年から32年までの限度額の引き上げがございまして。その上の市街地区画整理事業他業務ということで37億円です。2つ合わせると50億円になります。祈念公園なんですけれども、4月の当初計画でも既設構造物撤去委託料1億5,800万円、建設発生土破碎委託料1億2,000万円

ほど、建設発生土運搬委託料3,000万円ほど、合わせますと5億7,700万円、新年度で通っております。

こうした中、これが32年、あと2年あるわけなんですけれども、この額がこれ以上ふえていく可能性があるのか、そしてまた、この瓦れき撤去、今年度の予算にどのような撤去物があるのか。この工事を始めるとき、ほとんどの瓦れきは撤去されたと見ておりますけれども、あるとすれば住宅の基礎ぐらいかなと思われましてけれども、この辺の進捗状況をお伺いいたします。

それから、18ページの放課後児童クラブの委託料87万6,000円、タクシー運行委託料とあります。説明ですと、入谷の児童を志津川の学童に移動する際のタクシー運賃ですけれども、これはやはり八十何万何がしのお金があれば、1人の指導員を雇うことができるのではないかなと思われましてけれども、入谷の人数、入谷の今希望がある、これからは有るでしょうけれども、今、タクシーを利用する児童が何人いるのか。今後、入谷につくる予定があるのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 何点か質問いただきました。

当初予算で数億円の震災復興祈念公園の整備業務ということで、瓦れきの処理等々挙げております。今回、債務負担行為の補正をお願いしたというのは、これまでの債務負担行為の期間が予算で平成30年度までということで設定させていただいておりました。これを、今回、32年度までということで延ばすと。要は、32年度まで支出が発生する見込みになったという限りにおいて、新たな債務負担行為が必要だというのは、議員、とくにご理解いただける点だと思います。

あと、もう1点なんですけれども、今回、11億円ということでございますが、平成30年度までということで、既に債務負担行為を設定している限度額が13億円ほどでございます。ただ、この13億円何がしにつきましては平成30年度までということでございましたので、実際は、31、32まで事業が掛るという限りにおいて、改めて、32、32年度の支払い予定額見込みを、もう1回整理いたしましたところ、31、32において約11億円の支出ということの見込みが立ったということでございます。

あと、もう1点、じゃあ幾らかかるんだと、今後の見通しでございますが、現在、URと契約を締結している本業務につきましては、9億9,500万円ということで昨年の6月の定例会で議決をいただいております。今回、期間が延びたということ、そして新たに実は瓦れきが出

てきたという新たに発生したこの1年間の中で事業費等々も加味いたしまして、現在の見立てでは10億円弱という契約でございますが、今年度中に4億8,800万円ほどの増額を見込んでおります。合わせますと14億8,000何がしというような総額で変更契約をいたしたいと考えております。

あともう1点、この業務に入る前に瓦れきの撤去等々が終わっていたんじゃないのというお話でございましたが、議員もとくとご承知だと思いますけれども、本業務で撤去しております瓦れきといたしましては、建物の基礎、あとは擁壁、あとは浄化槽の便槽とか多岐にわたっております。要は、表面に見えていない部分のコンクリートがらとか、あとは新たにいわゆる震災瓦れき等々もエリア内から残念ながら出てきましたので、その撤去費用等々もございます。いずれ、丁寧に業務はさせていただいておりますが、実際、現場に着手してみても初めて直面する課題等々も多うございますので、去年、変更契約をしてから約1年たちますけれども、変更の要因が出てきたということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、後段のご質問にご説明申し上げます。

まず、入谷地区での学童保育の人数ということで、今般、条例の際にも若干触れましたけれども、アンケート調査をしております。そのアンケートによりますと、現在、入谷小学校で7名の児童が使いたいということをご希望がございました。

それから、あとはこの金額があれば指導員が雇えるんじゃないかということですが、これはご存じのことかと思っておりますけれども、支援員については単独で設置しますと2名以上という規定がございます。1名ではできないということです。それから、あとどうしても指導員がいればできるかというところではなくて、施設が必要になってまいります。施設といいますか、それをやるための専用のスペースが必要になってきますので、今すぐ施設を用意しろと言われましてもなかなかそこは難しいので、今回、暫定的なことといたしまして志津川小学校へということにさせていただいたということです。

なお、今後の見通しにつきましては、条例の中でも申しただきまして、その際にも説明させていただきましたけれども、地域の方々、保護者の方々中心になりますが、十分協議を進めながら今後のありようというものを探ってまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明ですと、瓦れきは年度内には撤去は終わる予定でしょう

か。じゃあ、それを期待いたします。

それから、学童の件なんですけれども、7名の人たちの利用があるということなんですけれども、やはりそこはわかります、場所もないということも。ことしは、この予算でこのとおり実施するべきだと思いますけれども、今後、これからの検討ということで空き教室などを利用して、単独ではなくて3校ありますので、歌津もある、志津川もある、入谷もある、戸倉もあるとなりますけれども、指導員、支援員が1人ではなくて、大変なんです、指導員も。毎日ではないです。単価的にも月の収入面においてもなかなか支援員がないというのも要因の1つ、低いなという、時間数が少ないものですから働く時間が少ないので収入が少ないので、そういう絡みもあって支援員が少ないということだと思いますので、ほかのところと競合行ったり来たりして、入谷だけでなく志津川に行ったり歌津に行ったりということで1カ月トータルすると給与が安定してもらえるとということも必要だと思いますので、来年に向けてその辺は十分精査して両方、児童もいい、そして働く人もいいという環境づくりに努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 3点お伺いしたいと思います。

まず、14ページの11目電子計算費、委託料としまして住民情報システム等改修委託料とあります。ちょっとこの住民情報システム等というのを具体的に教えていただきたいなと思います。どういった部分を改修するのか。それが1点目。

2点目が、19ページ、衛生費、し尿処理費、委託料4,800万円減額、これが衛生センター運転管理業務委託料が4,800万円下がるということなんですけれども、かなり大幅に下がっています。何か新しい技術でも採用されたのか、ちょっとその辺、具体的に教えていただきたいなと思います。

それと、3点目が28ページ一番下、12款復興費の中の委託料810万円、災害公営住宅長寿命化計画策定業務委託料とあります。これは、要は住宅を長持ちさせるというような意味合いなのか、あるいは住宅に入っている人の健康を長寿命化、ちょっとそのあたり、この文言で私はわからなかったもので、一体何を長寿命化しようとお考えなのか。この委託をどういったところに委託されるのか、委託しようとしていらっしゃるのか、お聞かせ願います。

以上、3点お願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。



○企画課長（及川 明君） 住民情報システムでございます。今回の改修につきましては、確定申告の支援システムの改修ということですが、そのほかにもととなりますいわゆる住民情報、住民票を発行するとかそういったものに使っているシステムのほか、あと税情報システムなどが住民情報システムの中に組み込まれているシステムでございます。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、私から衛生費の衛生センターの設備の機械の更新ということでご説明させていただきたいと思います。

衛生センターそのものは63年の4月に開業以来、ほぼ30年が経過しているところでございまして、大変老朽化しているというのが現状であります。その中でも設備関係につきましては、施設そのものが休むことのできない施設でありますので、通常の点検管理をきちんとしなければ適正な運営ができないということになるわけです。

それで、当初、3月の当初予算の中で衛生センターの施設管理を民間の業者に委託している際に、修繕も含めて検討していたところなんです、よく内容を精査しましたところ、ほとんどが工事関係に絡む業務ということでありまして、委託料を削りまして、その分を工事請負費に移して経費等も含めて節減、経費の効果的な使い方をしたいということで計上したものであります。

以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅の長寿命化計画の策定業務でございますけれども、これについては建物の長寿命化ということでございます。公共施設全体の大枠的な管理計画はつくってございますけれども、あくまでも大枠と一定の方向性を出したものでございまして、個別具体のものについてはまだ作成していないということになります。

住宅につきましては、既存の住宅については昭和35年の木造から一番新しいのは最近災害公営住宅までさまざまございますが、いずれ通常税法上言われている耐用年数、木造であれば35年とか、あとRCであれば60年ということでございますけれども、先ほど申し上げた公共施設の管理計画では、木造については既に60年を経過しているので、それは修繕もしないし更新もしないという方向であります。

ただ、1つ時間軸が足りないといえますか、現在の住宅状況を見たときに、いつの時点でそれが実際できるのかというものが実際入っていませんので、今回の業務の中で今後、住宅事情の推移といえますか、人口が減る中でどういう時期にどの政策をとったらいいかという点

がまず1点ございます。

それから、いずれ修繕をかけるというような計画にしてございますけれども、あくまでも財源ありきの計画でして、当然、長寿命化に対しては予防保全が大事だと言われていますが、じゃあそのとき財源がないと、事後保全になったときにどういう取り扱いをするか。いずれ、今のうちに細かいところまで決めておかないと、その時点になってお金がないからできない、これは後回しだねとならないように、例え、なったとしても適正に管理ができるように計画を今のうちにつくるという内容でございます。

どういう業者というのは具体的にまだここという絞り込みはまだ終わっていませんが、いずれ住宅、建物等に詳しい、それからまちづくりに詳しい、それを兼ね備えたコンサルになるかと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第84号 平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第84号平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号平成30年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収支において、営業外収益のうち一般会計補助金を減額し、営業費用のうち総係費を増額するとともに、資本的収支においては建設改良費を減額するも

のであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 議案第84号平成30年度水道事業会計補正予算（第1号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書の38ページ、補正予算に関する説明書をごらん願います。

収益的収入及び支出の収入をごらん願います。

1款2項3目一般会計補助金830万円の減額ですが、職員の1名減による職員給与費の一般会計からの補助金の減額でございます。

支出でございます。

1款1項2目総係費の169万2,000円の増額ですが、人事異動による人件費の調整に伴うものでございます。

39ページをごらん願います。

資本的支出でございます。

1款1項1目水道施設建設費665万4,000円の減額ですが、職員の1名減による職員給与費の減額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、お願いたします。

質疑願います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第85号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第85号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、八幡川中橋周辺において護岸及び擁壁を施工する平成30年度塩入地区護岸等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第85号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

追加提案の議案書の1ページをごらんくださいませ。

平成30年度塩入地区護岸等工事であります。

本工事は、宮城県との協議を踏まえ、中橋の右岸の南側、旧防災対策庁舎の東側の河川の護岸工事及び中橋の災害復旧道路改良工事として実施いたします旧防災対策庁舎東側で行う擁壁の設置工事であります。

契約の方法は制限付き一般競争入札による契約、契約金額は3億5,100万円、契約の相手方は株式会社佐藤工務店であります。

議案関係参考資料1ページをお開き願います。

工事名、工事場所は記載のとおり。

護岸基礎工55.6メートル、護岸の張りブロック2,638平米、擁壁工につきましては現場打ちのコンクリートぐいを36本、その上に逆T型の擁壁をこれも現場打ちで59.1メートル設置するというものであります。

入札は今月8日執行されまして、佐藤工務店が参加、落札いたしました。

入札金額、契約保証金、前払金は記載のとおりであります。

工期は、来年3月29日までといたしております。

2ページには仮契約書、3ページには位置図を添付しております。

4ページ、平面図、横断図、工事の概略数量を添付しております。赤色で着色した部分が施工範囲であります。八幡川の右岸側、さんさん商店街の対岸のエリアにおけます護岸工事55.6メートル、そして防災対策庁舎東側に59.1メートルの延長でL型擁壁を設置するというものであります。ページの下には横断図を載せてございます。別途工事で施工しております築堤に張りブロックを、そして洗掘防止対策といたしまして、基礎は矢板基礎、その右側の部分、公園側には築堤の安定確保のための矢板及び防対庁舎部にはL型擁壁を設置するというものでございます。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いします。

防災庁舎の前ということなんですけれども、公園エリアのそばだと思んですけども、以前、公園エリアに水が入った場合、ポンプアップするというご回答がありました。これはこのそばだと私記憶しているんですけども、どの程度のポンプアップできるのか。大きさにもよるでしょうけれども、例えば、川が氾濫したときとか大量な雨水があったときの対応とかさまざまあると思いますけれども、どのぐらいのたまった水を吐き出すことができる能力なのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 強制排水のためのポンプは、今回、赤く着色したエリアの南側に設置いたします。同様に、近接する八幡川にはけ口を設けまして、そちらに導水いたしまして八幡川に抜くというものでございます。

どの程度のこととございますが、基本的に、よく我々5年確率と5年に一度の大雨というお話をさせていただくんですけども、その場合、自動的にポンプが稼働いたしまして排水すると。ただ、それを超える、例えば、10年に1回とか非常に身の危険を感じるような大雨とか、このごろテレビでも全国でありますけれども、そういった場合であっても常時上から降ってでも全然たまらないというわけではございません。ただ、例えば、翌日、雨が晴れたときには冠水していないような形で自動的にポンプが作動して排水すると、5年確率という我々よく申しますけれども、そういったしつらえの今年度工事を予定しております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現地を遠隔かなにかで見られるわけではないんですけれども、この想定です、水たまりの想定。自動で今くみ上げられるというお話でしたけれども、それがうまく潤滑して、とまらないで、それがうまく作動してできると思いますけれども、その辺の心配というものはしなくていいのかどうなのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 当然、保守点検につきましてはしっかりやっていくというのが1つと、あとポンプなんですけれども、ダブルで設置いたしますので、万に一つ、1個の調子が悪くても対応できるようなということは事前の策として考えておりますし、あとポンプの管理につきましては、最終的に、当然、町が管理していくことになるのかなと思っておりますけれども、建設課とも点検の頻度とかしっかりと点検内容について詰めた上で、遺漏なきように対応していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 設置したけれども作動しなかったということのないように、くれぐれもその辺は管理を抜かりなくしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番。

祈念公園に関しては、前の防災庁舎の跡地の基礎のままということで、必ずあの部分には雨水がたまると思います。その辺は、今回の整備に当たってやっぱりポンプは必要だと思いますので、その辺は町によろしくお願いします。

あともう1点なんですけれども、さんさん商店街から防災庁舎が上のほうしか見えないと。今回、河川堤防ができるとやっぱり同じような状況が、さんさん商店街からの風景がそれで見えないと思うんですけれども、それは町としての防災庁舎が少しでも余計見えるような対策というのはどんなふうに考えていますか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 現在、盛り土工事をしておりまして、ほぼほぼ、最終的にもう少し工事、護岸張ったりかかるんですけれども、最終的な高さもやはりほぼほぼあの高さでございますと、防災対策庁舎の2階よりも下といたしますか、そういった部分は確かに見えないというような状況になります。ただ、河川護岸の高さ及び中橋の橋台の高さにつきまして

は、当然T P8.7でその上に橋をかけるわけですから、それよりも当然高くなるということでやむを得ない高さなのかなと思っております。

現在、平成32年度末を予定しております中橋の工事を町として発注いたしております。さんさん商店街の北側の用地から八幡川を横断するような形で考えておりますので、そういったことで回遊といいますか、防災対策庁舎の右岸側には渡っていただけるのかなというのがありますし、あと国道45号が3月29日に本設されましたので、よく歩道部から視認できるというお話は聞いておりますので、明確な答えにはならないんですけども、右岸側の高さはこの状態のままご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も友達とか多くの支援団体の人たちを案内するわけなんですけど、やっぱりさんさん商店街に行くんだと、その後、防災庁舎を見たいと、そういった要望の中で、その2つが1つの場所でかなえられないというのが今の町で考えている観光事業の1つだと思います。さんさん商店街から、とりあえずまたいで防災庁舎を見るんですが、どうしても45号線の新橋のほうに回っていかないと見えないと。

やっぱり、これはこれから南三陸町を訪れる人たちにとっては、32年度末ということはまだまだ時間が2年弱ぐらいかかると思うんですけども、その辺の対策は、もう何ともならないかもしれないですけども、やっぱりできるだけ来てくれた人が見やすいような環境を、人道橋ができる前にもうやっぱりそういった観光客へのサービスとして考えても、町ではいいんじゃないかなと思います。

皆が皆、観光で来たからといって祈念公園に落ちて見るという人ばかりじゃなくて、とりあえず南三陸町に来て、さんさん商店街でウニを食べて、防災庁舎を見ようというときに、あそこから1回新橋に出て、そして見えるところまでというのは、なかなか時間がかかって難しいと思うんです。だから、こういった観光客のための利便性もどこかで、さんさん商店街、あの位置の一部に、伝承館、今後できるんでしょうけれども、その辺も重々考えたさんさん商店街、そして祈念公園エリアに町でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つだけ伺いたいと思います。

観光と防災教育もしくは震災遺構絡みでの現地を見ての活動というのは、一緒の部分もあるでしょうし、一緒にしてほしいという意見も、私、今まで伺ってきたこともあります。

それも踏まえて、現在のさんさん商店街中心とした南三陸町にお越しいただける方々が非常に前から多いと。非常に渋滞がたくさん起こっています。これは車を降りた後も歩いて南三陸町の志津川地域を歩いて回遊するというのが、ランドデザインのコンセプトにあったかと思います。

そうなったときに、ここの今図面で示されている場所を歩いて通る方もしくは歩いてそこに行く方というのは、現在の想定を超えて多くの方が来るという可能性も十分考えられるのかなと思います。それは3月11日だったりするのかと思いますが、そのときに、現在の設計は今まで計画を詰めてきたものだと思いますけれども、実際にそこに人が殺到するような事態になった場合に、対応できるようなものにしておかなければいけないと考えます。

ですので、この場所をもっと広くしろというのはなかなか難しいと思うんですが、ここに集中しないような設計、ほかの公園、ほかの場所でそれを緩衝すると、吸収するというような仕組みも、実は考えておかなければいけないのではないかなと考えるところではありますが、そういった議論というのは担当課含めて考えておられるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） じゃあ、まず私からで、あと足りない部分は企画課長から補足いたします。

当然、まず1点目なんですけれども、今年度、当課、当初といたしましては、車でおいでになる方に対します誘導サインに加えまして、歩いて志津川の市街地を散策等々される方に対応するため、歩行者系のサインというのの現在設計を詰めておりまして、何とかそれを具現化していこうというのが1つでございます。

あと、もう一つなんですけれども、中橋の完成後において、例えば、さんさん商店街に駐車して、中橋を渡って、河川の天端の上を歩いて防災対策庁舎の東側に町で設置します大階段、幅員4メートルのということで祈念公園にアクセスされるという方法と、中橋を渡って河川の天端ではなく、そのまま西側方向に園路を進んでいただいて、築山のたもとまで行っていただいて、そこから我々語り継ぎの広場と言っていますけれども、振り返るような形で庁舎、さんさん商店街をごらんになるという動線。そして、あとは北側から100台ほどのたしか駐車場を計画してございますが、東側から車でおいでいただいた方は、築山の北側から公園にアクセスしていただくとか、いろいろなアクセスの方法は考えられるよねというか、それが可能になるような入り口は設計の中で配慮させていただいているということ。

ただ、完成後、3月11日にどのぐらいの方がこちらにお見えになるかというのは、確かにな



かなか想定のしづらいところがございます。町としては、交通渋滞等々に対することは当然考えなきゃいけないとは思っておりますが、具体につきましてはこれから詰めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今、復興推進課長から祈念公園周りの考え方について述べましたが、当然、ランドデザインの中で海が見える海辺の公園、そこまでのしおさい通りのあり方というのは概要としては出ていますが、これからそういった部分の誘導サインあるいは公園の計画、そういったものを今後検討していく予定になっておりますので、ある程度の方向性が見えたら場面、場面でご紹介できればいいなと思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 突き放す言い方ですけども、さんさん商店街は民間の会社がある程度やっているわけですから、そこで渋滞が起きたとか駐車場が足りないということは、それは商店街側も頑張ってくださいと言えらると思うんですが、公園というのはそうはいかないんだろーと思っておりますので、しっかりと流動的に使えるようにシミュレーションしておくことは非常に大切だろーと思っておりますので、公園の実施の工事も始まっていないうちから言うのはいかにも気が早いような気もいたしますが、現状を見ていますと、そういったことを十分想定できるんだろーと思っておりますので、しっかりと考えていっていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第86号 農業委員会委員の任命について

日程第13 議案第87号 農業委員会委員の任命について

- 日程第14 議案第88号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第89号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第90号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第91号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第92号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第93号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第94号 農業委員会委員の任命について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第86号農業委員会委員の任命についてから日程20、議案第94号農業委員会委員の任命についてまでお諮りいたします。以上、9案は関連がありますので一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本9案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本9案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第86号から議案第94号までの9議案、農業委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了することから、本年7月20日からの3年をその任期として、阿部博之氏、阿部長喜氏、元木幸雄氏、星 力氏、遠藤重幸氏、中島綾子氏、及川文枝氏、小山富士夫氏、安部三代治氏の9名を農業委員会委員として任命したいため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、ただいまの一括議題とされました議案第86号から議案第94号農業委員会委員の任命についての細部説明をさせていただきます。

議案参考資料につきましては、その2の5ページからとなっております。お開き願いたいと思います。

先般の議案第82号におきまして、南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等または認定業者に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて、議会の同意をいただきましたので、今回上程いたしました農業委員候補者9名につきましては、議案参考資料5ページから13ページまでの9名となっております。

なお、9名中、認定農業者の1名につきましては、議案参考資料5ページの議案第86号、阿部博之氏でございます。

認定農業者に準ずる者2名につきましては、6ページ、議案第87号の阿部長喜氏でございます。阿部長喜氏につきましては、国または町、地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業において中心的な役割を果たしているというもので、例外規定となっております。

もう1名の認定農業者に準ずる者につきましては、8ページの議案第89号、星力氏でございます。星力氏につきましては、経営に参画する認定農業者の親族という立場でございます。

以上、前回同意いただきました4分の1規定につきましては、9名中3名ということでクリアしているところでございます。

なお、今回、新しく設置を義務づけられております利害関係を有しない者1名以上入れるという規定につきましては、10ページ、議案第91号の中島綾子氏でございます。

参考までに、今回、新人が4名候補者としてとなっております。4名につきましては、8ページの星力氏、10ページの中島綾子氏、12ページの小山富士夫氏、13ページ、安部三代治氏、この4名が新人候補者ということでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

ありませんか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの方たちには異存はないんですけれども、第8条の第1項の中身によりまして、以前ですと16名の委員がおりました。そして、法の改正によりまして最適化推進委員4名とまた9名の方たちで、農業をこれから携わってやっていくわけなんですけれども、この9名の方の、もしできれば、兼業だとかどういう職業について、農家やっているの

も当然ですけれども、その人たちなりを、新人の方もおりますので、わからないので職歴と、そして今後、大事だと思うんです、農業、新しく土地利用などの関係もありまして、担い手をつくって育てていくということに対しても重要なポストの方たちだと思われまますので、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回、候補者9名の兼業なのかとか、そういった職業、職歴等につきましては、議案参考資料の86号から94号まで、参考資料の5ページから13ページに記載のとおりということで回答いたしたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 職歴はわかりました。ただ、この新しい新制度によりますと農業委員の中に農家以外の方を何名入れなきゃならないという基準の1名、利害関係なしの中島さんですけれども、全然この方は住所が歌津の吉野沢になっていますけれども、この方は全然農家の利害関係ない方なんではないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 新法によりまして利害関係がない方を必ず1名入れなければならないという規定の中で、中島さんがその1名でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第86号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 発議第2号 「災害公営住宅（復興公営住宅）」家賃軽減に関わる財政措置を求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第21、発議第2号「災害公営住宅（復興公営住宅）」家賃軽減に関わる財政措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。東日本大震災対策特別委員長山内昇一君。

○東日本大震災対策特別委員長（山内昇一君） ただいま局長をして朗読したとおりでございますが、全員の賛同のもとに決定したものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 発議第 3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第22、発議第3号臓器移植の環境整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。民生教育常任委員長高橋兼次君。

○民生教育常任委員長（高橋兼次君） ただいま局長が朗読したとおりでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議員派遣について

○議長（三浦清人君） 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することと決定いたしました。

---

日程第24 閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第24、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特

別委員会、東日本大震災対策特別委員会、町営住宅使用料等調査特別委員会、議会活性化特別委員会、三陸沿岸道路整備促進特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） 閉会に当たりまして、私から一言御礼を申し上げさせていただきます。

先週12日に6月定例議会開会いたしまして、きょう、閉会を迎えることになりましたが、今定例会に付議を差し上げました全議案につきまして、議員の皆さん方のご協力をいただいて全議案ご認定を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

けさ7時58分に、大阪でちょっと震度6弱という大変大きい地震が発生いたしまして、ご案内のとおり時間が経過するにつれて被害の状況等がはっきりしてまいりました。亡くなった方もいらっしゃいますし、けがをされた方々もいらっしゃいます。

午前中に、当町に東日本大震災以来、支援をいただきました各自治体に連絡をとらせていただきました。大阪府では和泉市というところ1カ所でございますが、兵庫県につきましては県庁ほか含めて14の自治体全てに電話をさせていただきました。被害等がなかったのかということも含めてご連絡をさせていただきましたが、今の時点では幸いなところ、大きな被害はないというお話でございますが、当町から申し上げさせていただいたのは、物資等含めて必要なものがあれば遠慮なくいつでも申し入れていただければ、当町として支援させていただくという申し出はさせていただきましたので、本当に大きく被害がならないように我々としてはただ祈るだけでございますが、ただ余震等も続いてございますので、いずれここ1週間程度は予断ならない状況だと思っておりますが、もし支援等がございましたら、今申しましたように当町からもしっかりと支援させていただきたいと思っておりますので、どうぞ議員の皆さん方にもご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で御礼の挨拶にかえたいと思っております。大変ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） 私からも一言ご挨拶を申し上げます。



12日から本日まで会期ぎりぎりいっぱい、皆さんの活発なご意見いただきながらの閉会ということになりました。大変お疲れさまでございましたし、感謝申し上げますところであります。

今後とも、住民福祉の向上のために、議員各位におかれましてはご活躍を期待するところであります。

これもちまして、平成30年第4回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時57分 閉会